

月形町第4次総合振興計画

わたしたちの月形未来計画

人と自然と歴史がともに輝く 共生のまち 月形

第3部 前期基本計画

平成27年3月

月形町



目 次

第3部	前期基本計画	1
第1章	みんなにやさしく健やかなつきがた	2
1	保健・医療	2
2	高齢者支援	6
3	障がい者支援	9
4	子育て支援	12
5	地域福祉	15
6	社会保障	18
第2章	豊かでにぎわいのあるつきがた	21
1	農林業	21
2	商工業	25
3	観光・交流	28
4	雇用対策	31
5	消費者対策	33
第3章	快適で安全・安心なつきがた	35
1	環境・エネルギー	35
2	廃棄物処理	38
3	上・下水道	41
4	公園・緑地	44
5	墓地・火葬場	46
6	消防・防災	48
7	交通安全・防犯	52
8	雪対策	55
第4章	人が輝き文化が薫るつきがた	57
1	学校教育	57
2	生涯学習	61
3	青少年健全育成	64
4	スポーツ	66
5	文化芸術・文化財	69
6	国際化・地域間交流	71

第5章 発展への基盤が備わったつきがた	73
1 土地利用	73
2 住宅施策	75
3 道路・公共交通	78
4 情報化	81
第6章 とともに生き、ともにつくるつきがた	84
1 コミュニティ	84
2 町民参画・協働	86
3 男女共同参画	89
4 自治体経営	91

第3部 前期基本計画

- 前期基本計画は、基本構想の「第3章 施策の方針」に基づき、33の施策項目ごとに、「現状と課題」、「施策の体系」、「主要施策」、「成果指標（ベンチマーク）」で構成しています。
- 「主要施策」のうち、右に「重点プロジェクト」という表記がある施策については、基本構想の「第4章 重点プロジェクト」に基づく重点施策（5つの重点テーマを効果的に実現するための施策）であり、前期5年間の中で重点的に推進していくこととします。

第1章 みんなにやさしく健やかなつきがた

1 保健・医療

現状と課題

急速に進む少子高齢化に伴い、多様な生活習慣を背景とする生活習慣病及びこれに起因する要介護者の増加が懸念される中、市民の健康づくりへの関心は高まっています。

本町では、平成23年度に、「病気や障がいの有無等に関わらず、全ての年代の住民個人が、役割、生きがいを持ち、住民同士の関わりの中で役割等を遂行できる」ことを目指し、健康づくりの指針として、健康増進計画「健康つきがた21」を策定しました。

この計画では、ライフステージを「親子期」、「成人期」、「高齢期」の3つに分類し、それぞれの健康課題に対応するため、年次計画を立て、育児サークルの推進、気軽に運動できる場の提供、自主活動グループの支援等を行ってきました。

また、生活習慣病の予防、早期発見、治療に向け、各種健診受診者数の増加への取り組みや、特定保健指導、健康講話、健康相談などの保健事業を行ってきました。

しかし、特定健康診査、がん検診の受診者数は減少傾向にあるほか、肥満者の割合が全国的にみても高く、食生活、生活習慣の改善が必要な状況にあります。

このほか、健康への不安、育児の不安、ストレスへの対応など、各年齢層に通じる、こころの健康づくりへの支援対策について、一人で悩まず気軽に相談できる場所の周知や、関係機関との連携も今後一層必要になってきます。

このような中、本町では平成26年度に、これまでの活動の評価と、平成25年度に実施した健康意識調査、成人歯科検診、高齢者食生活実態調査の結果を踏まえ、健康増進計画の見直しを行いました。

今後は、この計画に基づき、町民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、ライフステージに応じた健康づくり施策のさらなる充実を図り、町民一人一人の健康寿命の延伸を目指す必要があります。

本町の医療機関については、地域医療の拠点である町立病院と、民間の歯科医院があります。

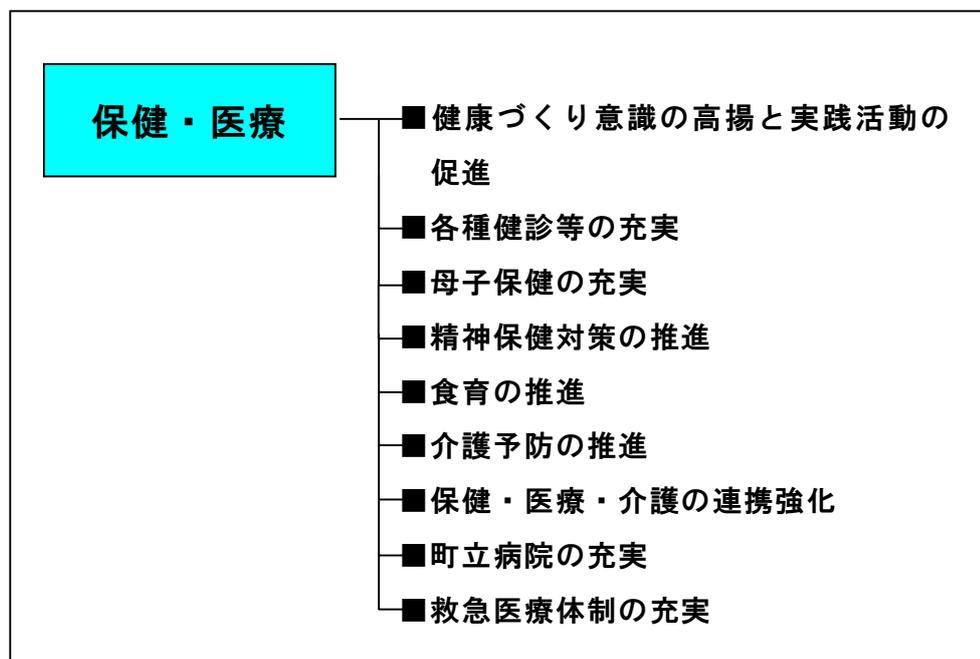
町立病院は、内科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、皮膚科を診療科目とし、病床数は40床（一般病床）となっています。

保健事業の充実や医学の進歩などにより町民の健康は増進していますが、医療ニーズは、高齢化や生活環境の変化に伴い多様化の傾向にあり、町外医療機関への受診依存度が高い状況にあります。

今後もさらに地域医療の充実を図るため、町立病院の医療従事者の確保と医療機器の整備を進めていくことが必要です。

また、救急医療については、関係機関と協力し、広域的な連携体制の充実に努めることが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) 健康づくり意識の高揚と実践活動の促進 重点プロジェクト1

- ① 広報紙による啓発活動や各種団体への健康講話、健康相談、イベント等を通じ、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。
- ② 健康づくりに関する自主組織の育成・支援を行い、町民主体の健康づくり活動を促進します。

(2) 各種健診等の充実

- ① 受診しやすい健診機会の設定と受診勧奨の強化を行い、受診率の向上に努めます。
- ② 特定保健指導、健康教育、健康相談など、健診事後の支援を行います。
- ③ 健診後の要精密検査者の受診勧奨と受診状況の把握を行います。

(3) 母子保健の充実

母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児予防接種、子育てサロンなど、各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門の連携のもと、ストレスがなく楽しく子育てができる環境づくりに取り組みます。

(4) 精神保健対策の推進

こころの健康について、正しい知識の普及と、早期に相談機関を利用するための周知・啓発を行います。

(5) 食育の推進

町民が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、関連部門の連携のもと、食育を推進します。

(6) 介護予防の推進

町民ができるだけ長く健康で自立して暮らせるよう、要介護状態になることを予防するための各種事業を実施します。

(7) 保健・医療・介護の連携強化

重点プロジェクト1

疾病予防から在宅生活の支援まで、町民一人一人の状況に即した一体的・総合的な取り組みを行うため、保健・医療・介護の連携体制の整備をさらに進めます。

(8) 町立病院の充実

重点プロジェクト1

町立病院の地域医療の拠点としての機能を維持・充実させるため、医師・看護師など医療従事者の確保と資質の向上に努めるとともに、施設の改修、医療機器の更新を行います。

(9) 救急医療体制の充実

医療ニーズの多様化・専門化に対応するため、広域的な連携による救急医療体制の充実を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
特定健康診査受診率	%	45.6	60.0
特定保健指導実施率	%	56.3	60.0
後期高齢者健診受診率	%	17.2	20.0
肥満者（BMI 25 以上）の割合	%	男性 35.2 女性 26.2	男性 30.0 女性 20.0
健康増進のための取り組みをしている町民の割合	%	59.8	70.0
医療体制に関する町民の満足度	%	22.4	28.0

注) 町民の満足度・町民の割合の実績は、平成 25 年 10 月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

2 高齢者支援

現状と課題

わが国では、人口に占める高齢者の割合が急速に増加しているため、団魂の世代が75歳以上となる平成37年をめぐり、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指した取り組みを進めています。

本町では、高齢化率が既に35%を超えており、特に75歳以上の後期高齢者の比率が道内30位（平成26年1月1日現在）と高い状況にあり、これまで介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（総合保健福祉計画^{※1}）を策定し、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や関連事業所、町立病院などの関係機関と連携しながら高齢者支援にあたってきました。

しかし、認知症高齢者の急激な増加や単身高齢者・高齢世帯の増加により保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者支援施策全般の充実が重要な課題となっています。

特に、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくための地域福祉体制の強化が求められているほか、若いうちから良好な食習慣や運動習慣を身につけ生活習慣病を予防していくことや、趣味を持ち、人との交流の場を広げ、認知症予防に取り組むなど、すべての町民が介護予防意識を持ち、実践することができる環境づくりも重要です。

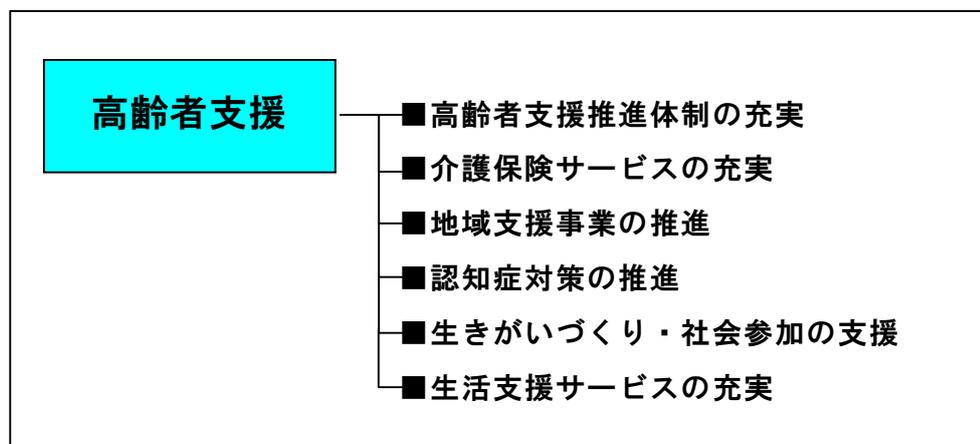
また、要介護状態になっても本人・家族が安心して今までの生活を続けられるよう、在宅サービスの充実や介護家族支援、必要な時には速やかな施設利用ができる体制づくりも必要です。

このため、今後は、国の動向やこれまでの成果と課題を踏まえ

^{※1} 保健・福祉・介護施策等を総合的・計画的に進めるための指針。本町では、地域福祉、障がい者支援、子育て支援、高齢者支援に関する計画を「総合保健福祉計画」として一体的に策定している

て策定した介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（第2次総合保健福祉計画）に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者支援施策全般の内容充実を図り、すべての高齢者がいつまでも元気でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

（1）高齢者支援推進体制の充実

- ① 高齢者の総合的な相談支援窓口、サービス提供体制整備の拠点として、地域包括支援センターの充実を図ります。
- ② 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の推進体制の強化を図ります。

（2）介護保険サービスの充実

高齢者が要介護状態になっても安心して生活できるよう、関連事業所との連携を強化し、要介護認定者に対する居宅サービスや施設サービスなどの介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。

（3）地域支援事業の推進

重点プロジェクト1

- ① 高齢者ができるだけ介護が必要な状態にならないよう、各種介護予防教室の開催を中心とした介護予防事業を継続します。

- ② 介護保険法の改正を踏まえ、介護予防通所介護（デイサービス）・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）事業を地域支援事業に円滑に移行させ、さらに利用しやすいサービスとなるよう関連事業所とともに体制を整備します。

（４）認知症対策の推進

- ① 認知症やその対応に関する知識の啓発と、認知症サポーター※²の養成・活用に努めます。
- ② 認知症の早期発見・重度化防止、適切な介護サービスの適用について、医療機関や関係機関の連携に基づく仕組みを構築します。

（５）生きがいづくり・社会参加の支援

高齢者が知識や経験を生かし、生きがいを持って社会参加することができるよう、高齢者事業団や老人クラブ等への支援を行います。

（６）生活支援サービスの充実

高齢者が安心して地域での生活を続けられるよう、介護保険外の生活支援サービスの充実を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 （実績）	平成 31 年度 （目標）
介護予防教室への一般高齢者の参加率	%	7.6	10.0
認知症サポーター数（累計）	人	206	500
高齢者支援体制に関する町民の満足度	%	28.7	40.0
健康増進のための取り組みをしている70歳以上の町民の割合	%	71.5	80.0

注）町民の満足度・町民の割合の実績は、平成 25 年 10 月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

※² 認知症の人や家族を見守る支援者

3 障がい者支援

現状と課題

障がいの有無に関わらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生する社会を目指し、障がい者の自立と社会参加の支援等が求められています。

平成 25 年には、これまでの「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へと改正され、障がい福祉サービスと地域生活支援事業の支援を総合的に行うこととなりました。

この「障害者総合支援法」の基本理念では、地域社会における共生の実現がテーマとなっており、障がいのある人もない人も、ともに支え合う地域社会を築いていく必要性が示されています。

本町ではこれまで、障がい者基本計画・障がい福祉計画（総合保健福祉計画）を策定し、関連事業所等と連携しながら、各種の障がい者支援施策の充実に努めてきました。

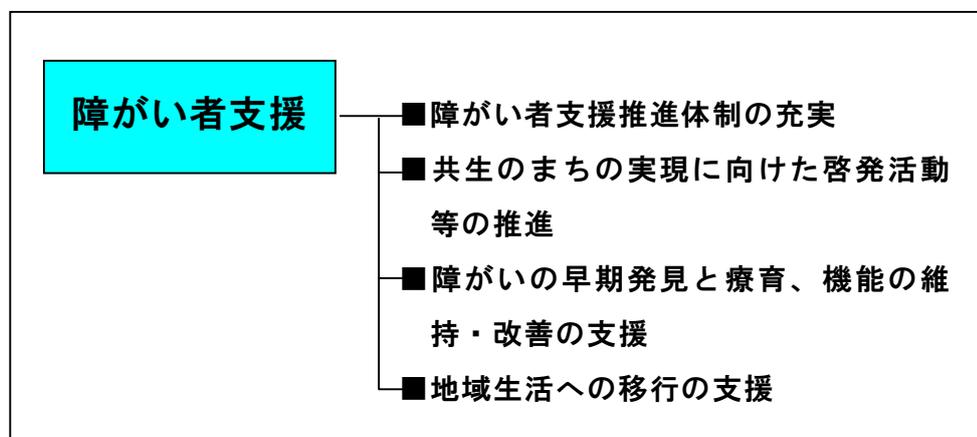
しかし、発育・発達に支援が必要な子どもが増加傾向にあるほか、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化も進んでおり、障がい者支援施策全般の一層の充実が求められています。

特に、「障害者総合支援法」に基づき、障がい者の自立と共生の社会の実現を図るため、施設入所者の地域生活への移行や障がい者の地域生活の支援、一般就労への移行等に向けた取り組みの充実が必要となっています。

また、町内の知的障がい者関連施設の入所者の大半は他市町村からで、費用も負担されていますが、こうした人々の障がいの状況把握や支援についても検討していく必要があります。

このため、今後は、国の動向やこれまでの成果と課題を踏まえて策定した障がい者基本計画・障がい福祉計画（第2次総合保健福祉計画）に基づき、社会全体での共生を目指した障がい者支援施策全般にわたる一層の内容充実を図り、すべての障がい者が地域において可能な限り自立するとともに、ともに支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 障がい者支援推進体制の充実

重点プロジェクト1

- ① 障がい者やその家族の相談に迅速・的確に対応するため、相談支援体制の一層の充実に努めます。
- ② 相談支援事業所はもとより、障がい者、行政、教育機関等が情報を共有し、本町のすべての障がい者への支援体制を整備するため、「障がい者自立支援ネットワーク会議」を中心とした協議を行っていきます。
- ③ 障がい福祉計画の推進体制の強化を図ります。

(2) 共生のまちの実現に向けた啓発活動等の推進

障がい者や障がいに対する町民の理解を深め、ノーマライゼーション^{※3}の理念に基づくまちづくりを進めるため、啓発・広報活動や交流事業、福祉教育を推進します。

(3) 障がいの早期発見と療育、機能の維持・改善の支援

- ① 子どもの発育・発達の課題を早期に発見するため、乳幼児・3歳児健診時における相談体制の充実に努めます。

※3 だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方

- ② 広域で運営している岩見沢市の子ども発達支援センターなどの療育機関や、児童相談所、養護学校等との連携のもと、早期療育への支援を一層推進します。
- ③ 障がい者の身体機能の維持・改善等に向け、関連事業所との連携を強化し、障がい福祉サービスの提供体制の充実に努めるとともに、地域生活支援事業の充実に努めます。

(4) 地域生活への移行の支援

- ① 施設から地域への生活基盤の移行を一層促進するため、障がい者本人の意思を尊重した地域生活に向けて支援を行うとともに、施設に入所している障がい者が社会参加できるよう支援を行います。
- ② 障がい者の就労機会の拡充、就労支援等から一般就労への移行に向けた支援を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
相談支援事業利用者数	人	12	24
施設から地域生活への移行者数（累計）	人	2	5
一般就労への移行者数（累計）	人	0	2

4 子育て支援

現状と課題

わが国では、晩婚化や非婚化、夫婦の出生力の低下等により、少子化が深刻化しており、大きな社会問題になっています。また、女性の社会進出、核家族化の進行等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

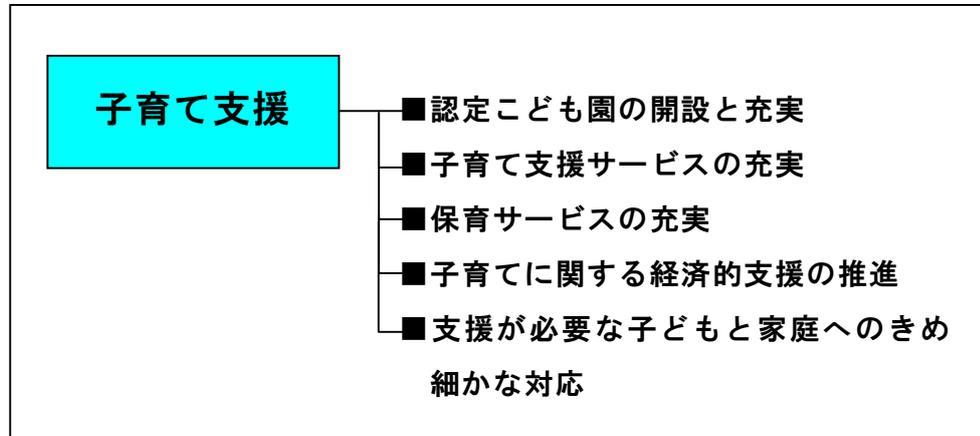
本町ではこれまで、次世代育成支援行動計画（総合保健福祉計画）に基づき、地域子育て支援事業や保育サービス、放課後児童クラブの充実をはじめ、各種の子育て支援施策を推進してきました。

しかし、本町の少子化は急速に進行し、町全体での少子化対策、子育て支援が重要な課題となっており、若い世代が安心して子どもを生み、健やかに育てていくことができる環境づくりを町一体となって一層積極的に進めることが求められています。

特に、町内にある幼稚園（民間）が閉園することを受けて平成28年4月に開設予定の認定こども園については、今後、本町における保育・幼児教育の拠点として、機能を十分に生かした施設運営を行っていくことが重要です。

このような中、平成27年度から国の「子ども・子育て支援制度」が始まりますが、これまでの成果と課題を踏まえて見直した次世代育成支援地域行動計画と新たに策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭を町全体で支援して行くという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、認定こども園の充実をはじめ、家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 認定こども園の開設と充実

重点プロジェクト4

- ① 教育部門と福祉部門の連携はもとより、保育所と幼稚園の連携を一層強化し、円滑な移行に向けた各種の取り組みを進めるとともに、施設の必要な改修を行い、認定こども園を開設します。
- ② 本町の保育及び幼児教育の拠点として、運営体制や施設・設備の充実を計画的に進め、機能強化を図ります。

(2) 子育て支援サービスの充実

重点プロジェクト4

- ① 育児に関する負担感や不安の軽減等に向け、育児相談や講座の開催、情報の提供等を行う地域子育て支援事業の充実を図ります。
- ② 保護者が安心して就労や介護等ができるよう、また、児童が健全に育成されるよう、放課後児童クラブの充実を図ります。

(3) 保育サービスの充実

就労形態の変化等により多様化する保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。

(4) 子育てに関する経済的支援の推進

重点プロジェクト4

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の助成など、経済的支援を行います。

(5) 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応

関係機関との連携のもと、増加傾向にあるひとり親家庭の自立支援や児童虐待の防止・早期発見など、支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
子育て支援体制に関する町民の満足度	%	25.5	50.0
子育て支援センターに関する町民の満足度	%	74.0	80.0
保育の情報・相談サービスに関する町民の満足度	%	25.0	50.0
子育てについて相談できる人（保健センター・子育て支援センター）に関する町民の満足度	%	25.5	50.0

注) 最上段の町民の満足度の実績は、平成 25 年 10 月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。これ以降の町民の満足度の実績は、平成 25 年 10 月に実施した子ども・子育てニーズ調査の結果による。

5 地域福祉

現状と課題

少子高齢化や核家族化の急速な進行等により、家庭の介護力の低下や地域における人と人とのつながりの希薄化が進みつつあり、高齢者等の孤立や所在不明といった問題も発生しています。

このような中、複雑・多様化する生活課題に対応していくためには、地域住民や住民団体等の力を結集し、援助が必要な人を地域全体で支える地域福祉体制を整備していくことが必要です。

本町では、社会福祉協議会が地域における各種福祉・介護サービスの提供や福祉ボランティアの登録・調整等を行い、地域福祉の中心的役割を担っているほか、関連事業所や民生委員・児童委員、ボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

また、本町では、行政区や社会福祉協議会と連携し、平成 25 年度から「地域見守り推進事業」を開始し、高齢者や障がい者等の孤立を防ぎ、早期に変化を把握し支援につなげる活動を進めています。

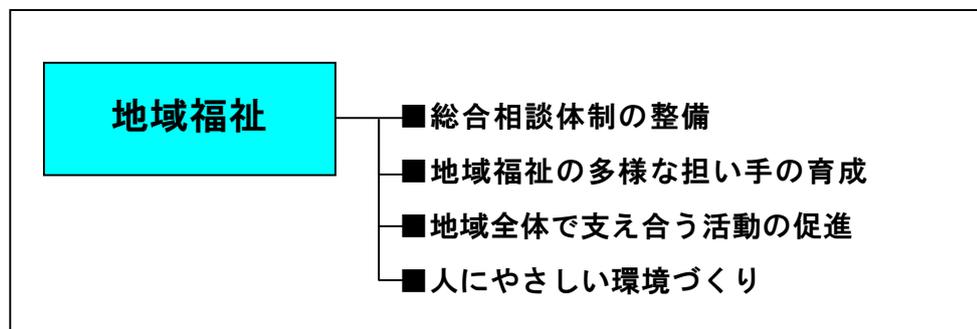
今後、少子高齢化や核家族化はさらに進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。

特に、高齢者等の見守りや安否確認、移動、買物、除雪などの生活支援の重要性がますます高まり、地域全体で支え合う体制の一層の強化が必要です。

このため、今後は、国の動向やこれまでの成果と課題を踏まえて策定した地域福祉計画（第2次総合保健福祉計画）に基づき、多くの主体の福祉活動への参画を促進し、町民総参画の地域福祉体制をつくり上げていく必要があります。

さらに、すべての町民が安全に安心して行動できるよう、利用しやすい、人にやさしい環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 総合相談体制の整備

増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、関連部門相互の連携を強化し、総合的かつきめ細かな相談が行える体制の整備を図ります。

(2) 地域福祉の多様な担い手の育成

- ① 町民の地域連帯意識や福祉意識を高め、地域福祉活動への参画を促すため、社会福祉協議会との連携のもと、広報・啓発活動や福祉教育を推進します。
- ② 地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の活発化を促進するとともに、これと連携しながら、関連事業所や民生委員・児童委員、福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の育成・支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。

(3) 地域全体で支え合う活動の促進

重点プロジェクト3

- ① 高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、行政区や社会福祉協議会との連携のもと、「地域見守り推進事業」の体制強化に努めます。
- ② 高齢者や障がい者等の移動、買物、除雪などの課題について、関係機関・団体との連携のもと、解決策の検討を進めます。

(4) 人にやさしい環境づくり

高齢者や障がい者、子育て中の親子も含め、すべての町民が不自由なく安全に安心して暮らせるよう、新たに整備する公共施設を優先しながら、バリアフリー化^{※4}、ユニバーサル・デザイン化^{※5}を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
地域福祉活動に参加している町民の割合	%	27.8	40.0

注) 町民の割合の実績は、平成25年10月に実施した町民アンケート調査の結果による。

※4 段差の解消をはじめ、物理的・精神的な障壁を取り除くこと

※5 はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること

6 社会保障

現状と課題

国民健康保険制度は、医療保険の柱として、人々の健康の維持・増進に大きな役割を果たしていますが、近年、高齢化や医療の高度化などにより医療費が増加し、全国的に市町村の国民健康保険財政を圧迫している状況にあります。

本町においても一人当たりの医療費は増加傾向にあり、国民健康保険事業は保険税率の引き上げと基金で対応していますが、ここ数年、国の交付金等の減少により厳しい財政運営を強いられています。

現在、国民健康保険の広域化が検討されていますが、体制整備までの期間、健全な運営を維持していく必要があります。財源を確保するためには、医療費の適正化など、支出を抑制していかなければなりません。

また、本町の平成 25 年度の国民健康保険税の収納率は現年度分が 97.02%、滞納繰越分が 13.82%と決して低い数値ではありませんが、さらなる収納率の向上に努めるとともに、町民に本町の国民健康保険の現状を認識してもらう必要があります。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者等の医療を国民みんなが支える仕組みとして創設され、平成 20 年度から開始されました。制度としてはほぼ定着したものの、未だ理解されていない場面もみられます。

本制度についても、適正な運営を行うため、広域的連携のもと、制度の普及に努める必要があります。

国民年金制度は、だれもが年を取っても安心して暮らせるための制度ですが、年金離れが指摘されるように、全国的に保険料納付率の低迷が問題となっています。

本町では、平成 25 年度の現年度分の納付率が 82.50%となっており、北海道全体の納付率 60.40%よりも高い数値となっています。

今後とも、国民年金制度の安定的な維持のため、年金事務所と連携し、制度の普及に努めていく必要があります。

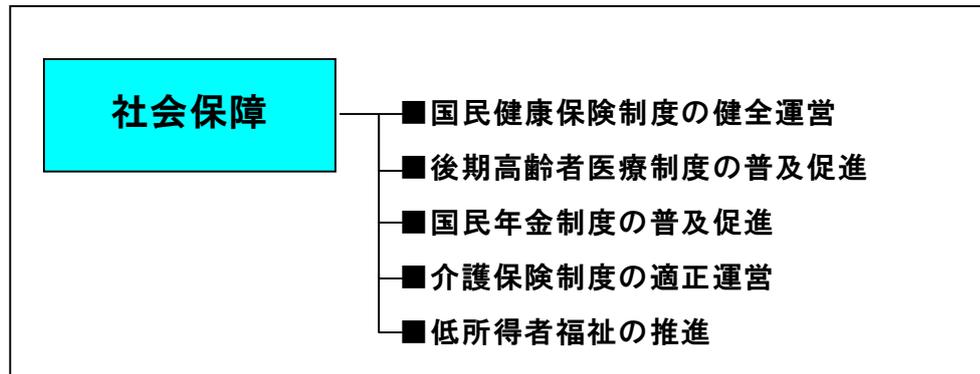
介護保険制度は、40歳以上の人々が納める介護保険料と公費で運営されていますが、保険給付費は年々増大し、それに伴い介護保険料額も上昇しています。

このため、保険給付費の適正化に努めるとともに、要介護状態にならないように町民それぞれが健康に気を配り、介護予防に取り組む必要があります。

また、景気の動向や労働環境の変化等を背景に、低所得者は全国的に増加傾向にあります。

本町においても低所得者は増加傾向にあることから、今後とも、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携のもと、生活に困窮している低所得者を早期に把握し、不安の解消と生活の安定化、自立に向けた支援を行っていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 国民健康保険制度の健全運営

- ① 保健事業の推進や制度の周知等により、国民健康保険加入者の健康意識の高揚と疾病の早期発見、早期治療を促進します。
- ② 医療費適正化に関する取り組みを推進し、医療費の抑制を図るとともに、関連部門の連携による収納対策の実施を継続し、国民健康保険税の収納率のさらなる向上に努めます。
- ③ 国の制度改正の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取り組みを推進します。

(2) 後期高齢者医療制度の普及促進

- ① 広域的連携のもと、後期高齢者医療制度の普及促進に努めます。
- ② 国の制度改正の動向に応じ、新たな制度の周知に向けた取り組みを推進します。

(3) 国民年金制度の普及促進

年金事務所との連携のもと、広報紙等を活用した制度の普及促進を図り、国民年金保険料の免除・猶予制度の周知、納付率の向上に努めます。

(4) 介護保険制度の適正運営

- ① 介護保険事業計画に基づき、適正な運営を行うとともに、介護予防意識の普及啓発に努め、介護給付費の抑制を図ります。
- ② 必要な人が必要な量の介護サービスを速やかに受けることができるよう、要介護認定の適正な実施を継続します。
- ③ 介護保険料の普通徴収分（年金等からの天引きではなく、直接納入するもの）について、納付率の向上に努めます。

(5) 低所得者福祉の推進

- ① 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、北海道との連携のもと、低所得者の実態を的確に把握しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、生活保護制度や資金貸付制度の利用に関する助言・指導を行います。
- ② 生活保護世帯については、病気や障がい、家族的な課題、就労に関する課題など、経済的な課題（北海道により生活保護費を支給）以外の諸課題に関する助言・援助等を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
国民健康保険税現年度分収納率	%	97.02	98.00
国民健康保険税滞納繰越分収納率	%	13.82	15.00
介護保険料納付率	%	93.20	95.00

第2章 豊かでにぎわいのあるつきがた

1 農林業

現状と課題

農業は、食料の供給をはじめ、国土や自然環境の保全、伝統文化の継承など、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町は、樺戸連峰と石狩川に挟まれた丘陵地と平坦地からなる農地を有し、その約半数では水稻の生産が行われ、残りは小麦、大豆、飼料作物といった土地利用型作物と、花き、果菜を主とする労働集約型作物の生産が行われています。

営農類型としては、水稻、花き、果菜等を生産する専業の形態と、水稻と土地利用型作物あるいは水稻と労働集約型作物を生産する複合的な形態が混在し、地域の特性を生かした多種・多岐にわたる営農が展開されています。

また、これらの農産物を生かし、トマトジュースや納豆などの加工特産品の開発も進められています。

しかし、農業情勢は依然として厳しく、輸入農産物の増加による国内農産物価格の低迷や農業用資材の価格高騰による農業収益の低下、産地間競争の激化、食の安全・安心に関する消費者意識の高まりなど、対応すべき課題が山積しています。

また、高齢化や後継者不足による農家戸数の減少と地域の過疎化が同時に進行し、生産機能はもとより、自然環境の保全や伝統文化の継承などの機能も失われつつあります。

さらに、TPP^{※6}への参加などの貿易自由化の動きの中で、わが国の農業全体が大きな影響を受けることも懸念されています

このような状況に対応していくためには、生産者自らが、国が

※6 環太平洋戦略的経済連携協定

行う農業政策の改革をはじめ、農業を取り巻く情勢の変化を的確にとらえ、積極的かつ主体的に農業に取り組める環境づくりを進めていく必要があります。

このため、平成 23 年度に策定した農業ビジョン等に基づき、農業生産基盤の一層の充実を促進しながら、担い手の育成や農産物のブランド化の促進をはじめ、生産者、関係機関・団体、行政等が一体となった多面的な取り組みを推進する必要があります。

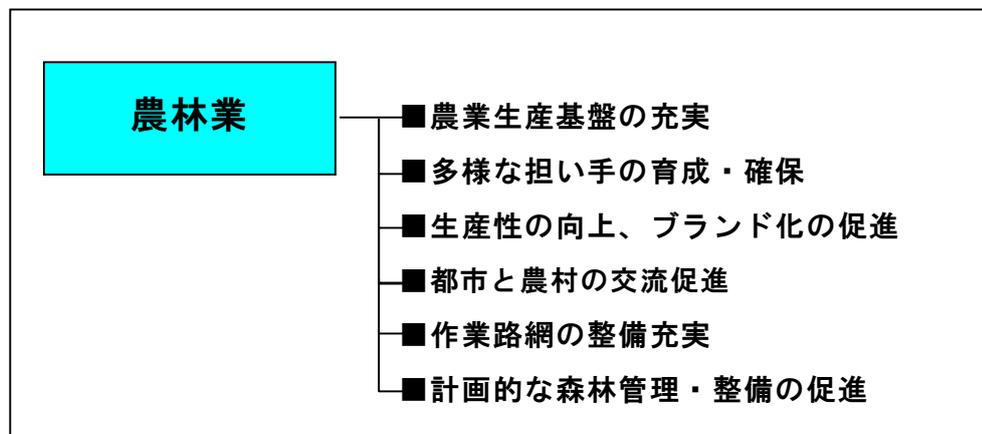
一方、森林は、木材の生産をはじめ、国土の保全や水源のかん養、生活環境の保全など、多面的な機能を持ち、人々の生活と深く結びついています。

本町の森林は、国有林と道有林、一般民有林からなり、国有林はわずかで、道有林が半数強、民有林が半数弱となっています。

林業不振の状況が長期にわたって続いてきた中で、林業生産活動は停滞傾向にあります。皆伐・間伐林齢を迎えた森林の計画的な整備が必要となっているほか、水源かん養機能や山地災害防止機能を保全するための森林管理等が求められています。

今後は、森林が将来にわたって適正に管理・整備され、多面的な機能が持続的に発揮されるよう、平成 24 年度に策定した森林整備計画等の指針に基づき、森林組合との連携のもと、適正な森林管理・整備を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 農業生産基盤の充実

生産効率の高い農地基盤を確保するため、関係機関・団体との連携のもと、土地改良事業等を進めるとともに、農地の管理やパトロール等を実施します。

(2) 多様な担い手の育成・確保

重点プロジェクト2

- ① 農地の流動化による利用集積や農作業受委託の促進、経営指導の強化等を通じ、農業に対する強い意欲と高い経営管理能力を有する担い手の育成を進めるとともに、農業経営の法人化を促進し、経営体制の強化を進めます。
- ② 研修に関する支援の推進や情報提供・相談体制の強化を図り、農業後継者や新規就農者の育成・確保に努めます。

(3) 生産性の向上、ブランド化の促進

重点プロジェクト2

- ① 関係機関・団体との連携のもと、合理的な営農類型や効率的な生産技術の導入、消費者ニーズに即した品種の導入・産地化、機械施設の整備等を促進し、水稻、花き、果菜をはじめとする各作目の生産コストの低減や生産性の向上、ブランド化を促進します。
- ② 化学農薬や化学肥料の削減をはじめとする食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進、加工品の製造・販売体制の強化等による農業の6次産業化の促進、独自の流通体制の整備促進など、農畜産物のブランド化に向けた多面的な取り組みを進めます。
- ③ 農産物直売施設の活用や観光施設、商店等との連携、学校給食との連携等を進め、農産物の地産地消を促進します。
- ④ エゾシカやアライグマ、カラス等による農産物の被害を防止するため、関係機関・団体との連携のもと、鳥獣被害防止対策を推進し、生産性の維持・向上に努めます。

(4) 都市と農村の交流促進

観光との連携や消費者との交流といった視点に立ち、グリーン・ツーリズムの展開を促進します。

(5) 作業路網の整備充実

森林施業の効率化に向け、関係機関との連携のもと、作業路網の整備充実及び適正な維持管理を進めます。

(6) 計画的な森林管理・整備の促進

森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林組合との連携のもと、森林所有者の合意形成を図りながら、森林整備計画に基づく計画的な森林管理・整備を促進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
水田所有農業者に占める認定農業者の割合	%	75.0	80.0
新規就農者数（累計）	人	13	16
農業法人数（累計）	法人	15	18
林業振興の状況に関する町民の満足度	%	7.4	8.0

注) 町民の満足度の実績は、平成 25 年 10 月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

2 商工業

現状と課題

人口の減少や大型店の進出等を背景に、地方における既存商店街の衰退が深刻化し、その再生が大きな課題となっています。

本町の商業活動は、かつて樺戸集治監を中心に形成された商店街が国道275号及び役場庁舎前の道道にわずかに残る状態となっており、平成24年の経済センサス活動調査によると、卸売業と小売業をあわせた事業所数は35事業所、従業者数は178人、年間販売額は21億8千万円となっています。

本町の商業は、創業30年以上の小売業を主体に町内の購買ニーズに应运てきましたが、小規模個人経営が約4割を占める商業構造にあつて、車社会の一層の進展や近隣自治体への大型店の進出、消費者ニーズの多様化・高度化等を背景に、購買力の流出が著しく、高齢化や後継者不足とも相まって、商店の廃業が増加してきています。

このため、人々が集うにぎわい空間づくりという視点に立ち、町民や事業者と協働しながら、商店街の再生について検討・推進していくとともに、商工会への支援を通じ、商店個々の経営の安定化やサービスの向上等を促進していく必要があります。

一方、工業は、地域活力の向上や雇用の確保に直結するものとして、まちづくりにとって重要な位置を占めています。

本町の工業は、建具・畳製造が主体となっており、平成24年の工業統計調査によると、製造業の事業所数（従業員4人以上）は5事業所、従業者数は55人、製造品出荷額等は約8億円となっています。

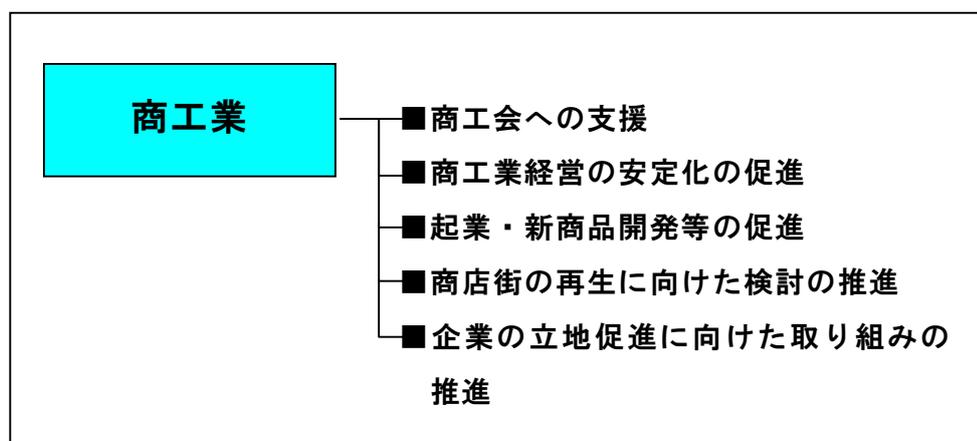
本町ではこれまで、既存企業の経営の安定化に向けた支援や起業の支援などの取り組みを進めてきましたが、地方経済が依然として低迷を続ける中で、工業も停滞傾向にあります。

また、建具・畳製造が中心であることから、建設業界の影響を

受けやすい構造にあるとともに、農業が中心の本町にあっても、農産物加工の分野が弱く、これらへの対応が求められています。

今後は、商工会やJA等との連携のもと、既存企業の経営の安定化に向けた支援はもとより、起業の支援や、農産物を生かした新商品の開発等に向けた取り組みを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 商工会への支援

商工業振興の中核的役割を担う商工会の運営を支援し、経営改善や後継者の育成、新規開業者の発掘、地域に密着したサービスの展開、販売促進活動の展開など、商工業の活性化に向けた各種活動を一層活発化させます。

(2) 商工業経営の安定化の促進

重点プロジェクト2

商工業経営の安定化、経営基盤の強化に向け、町の中小企業等への融資制度をはじめ、国・北海道の融資制度の周知と活用促進に努めます。

(3) 起業・新商品開発等の促進

起業や新商品の開発等を促進するため、町の起業の支援等に関する制度^{※7}について、利用実績や効果等を勘案し、必要に応じて充実を図りながら、周知と活用促進に努めます。特に、農業のまちとしての特性を生かした農産物加工分野における新商品開発等を促進します。

(4) 商店街の再生に向けた検討の推進

人々が集うにぎわいの場の再生と創造を目指し、町民や事業者をはじめ、関係機関・団体、行政等が一体となって、商店街の再生・存続に向けた取り組みを検討していきます。

(5) 企業の立地促進に向けた取り組みの推進

雇用の場の拡充と町経済の活性化に向け、関係機関との連携のもと、町のPRや情報提供など、新規企業の立地につながる取り組みを進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
卸売業・小売業従業者数	人	178	178
製造業従業者数	人	55	55
工業振興・企業誘致の状況に関する町民の満足度	%	3.9	4.0

注) 町民の満足度の実績は、平成25年10月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

※7 新たに町内で事業拠点を設ける人に補助する「起業者支援事業」、新製品の開発や商品化を補助する「ものづくり支援事業」、中小企業が若者を雇用した場合に補助する「ひとづくり支援事業」からなる制度

3 観光・交流

現状と課題

地域の食や自然、風土、地元の人々とのふれあいを求める傾向が強まるなど、観光ニーズが変化していく中で、観光地には、これに対応した魅力づくりや、着地型観光^{※8}の展開が求められています。

本町は、樺戸集治監（監獄）が設置されたことにより拓かれた、とりわけ特別な生い立ちを持つ歴史ロマンのまちであり、現在、町には、その歴史を今に伝える旧樺戸集治監本庁舎（町指定文化財）、月形樺戸博物館本館（博物館）、農業研修館（展示館）があり、道内外から多くの人々が訪れています。

また、旧石狩川を活用した皆楽公園は、27haの広がりを持つ水と緑の自然公園であり、バンガローやキャンプ場、パークゴルフ場などが整備され、隣接する月形温泉ゆりかごや月形温泉ホテル、多目的アリーナ等とともに、本町を代表する観光・交流拠点となっています。

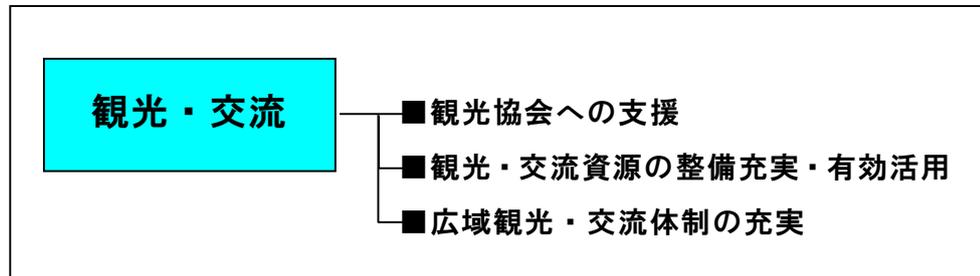
これらのほかにも、道民の森月形地区や月ヶ湖等の自然資源、つきがた夏まつり等のイベントなどがあるほか、農業分野での取り組みとして、町外の中学生・高校生の農業体験の受け入れを行うグリーン・ツーリズムが展開されています。

しかし、観光客は日帰りが大部分を占めているほか、これらの観光・交流資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤として十分に活用されているとはいえません。

今後は、観光客の増加はもとより、観光・交流から定住・移住への展開も見据えながら、観光・交流資源の整備充実・有効活用に努めるとともに、グリーン・ツーリズムの展開を一層促進し、着地型の観光・交流機能の強化を進めていく必要があります。

※8 旅行の着地点となる地元主導で企画・立案し、実施する観光

施策の体系



主要施策

(1) 観光協会への支援

観光・交流振興の中核的役割を担う観光協会の運営を支援し、多様なメディアを活用した観光PR活動をはじめ、観光・交流の活性化に向けた各種活動を一層活発化させます。

(2) 観光・交流資源の整備充実・有効活用

重点プロジェクト2

- ① 月形樺戸博物館エリアについて、施設・設備の適正な維持管理に努めるとともに、農業研修館については、施設内容の再検討及びそれに基づく改修等を行い、エリア一帯の集客力の向上を図ります。
- ② 北海道開拓に深く関わった樺戸集治監の歴史を、観光・交流はもとより、まちづくり全体に一層生かしていくため、学習会や講演会の開催をはじめ、博物館活動を推進します。
- ③ 皆楽公園エリアについて、事業者等との連携のもと、施設・設備の適正な維持管理やソフト面での充実に努めるとともに、道の駅の整備について検討を進めます。
- ④ つきがた夏まつり等のイベントについて、関係団体等との連携のもと、内容充実を進め、来場者数の増加に努めます。
- ⑤ その他の観光・交流資源についても、適正な維持管理を行い、機能の維持・充実に努めます。

(3) 広域観光・交流体制の充実

優れた自然や農村の魅力を生かしたグリーン・ツーリズムを推進するため、関係団体との連携や体制の強化を進めるほか、広域的連携による修学旅行生の受け入れや旅行会社とタイアップしたツアー等の誘致、観光ルートづくりなどによる集客活動を推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
観光客数（町内観光施設等の利用者数）	万人	12	13
つきがた夏まつり来場者数	万人	1.8	2.0

4 雇用対策

現状と課題

地方の産業・経済の低迷が長引く中、少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化等とも相まって、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

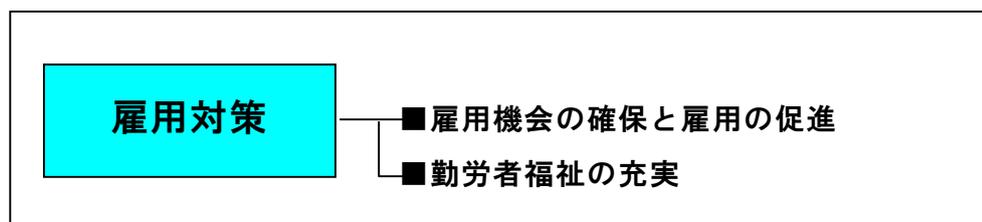
本町においても、産業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、町内や周辺自治体における雇用機会の不足が大きな問題となっています。また、こうしたことを背景に、町外・道外に雇用の場を求める人々も少なくありません。

本町では、北海道やハローワーク等と連携し、求人情報の提供等に努めているほか、岩見沢市をはじめとする近隣自治体等と連携して岩見沢市通年雇用促進協議会や南空知地域雇用促進協議会を組織し、労働者向け・企業向けの各種セミナーの開催や情報提供等を行い、雇用機会の創出や季節労働者の通年雇用化を支援しています。

今後とも、これらの取り組みを充実させながら、若者の地元就職やU・Iターンの促進に努める必要があります。

また、勤労生活の安定と豊かでゆとりある生活の実現に向け、企業における労働環境の向上等を働きかけていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) 雇用機会の確保と雇用の促進

若者の地元就職やU・Iターンの促進、季節労働者の通年雇用化に向け、北海道やハローワーク等の関係機関との連携、岩見沢市をはじめとする近隣自治体との連携のもと、各種セミナーの開催や情報提供、相談等の取り組みを一層充実させていきます。

(2) 勤労者福祉の充実

労働条件の向上や働きやすい環境づくりに関する企業への情報提供・啓発等を行い、福利厚生機能の充実を促していきます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
建設機械系技能講習（岩見沢市通年雇用促進協議会による事業）受講者数	人	0	3

5 消費者対策

現状と課題

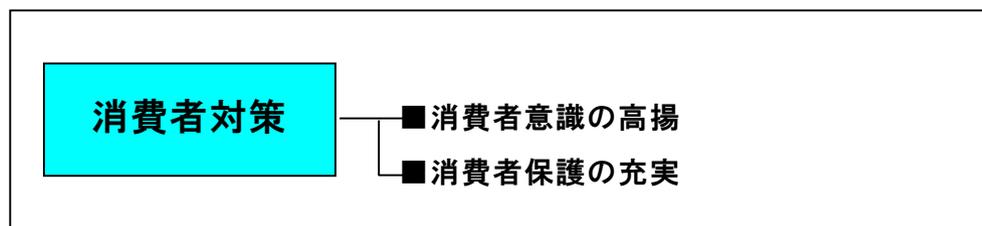
インターネット販売の普及や消費者ニーズに対応した商品・サービスの多様化をはじめ、消費者を取り巻く環境が急速に変化する中、悪質商法をはじめ、架空請求・不当請求、振り込め詐欺などによる被害が後を絶たないほか、多重債務者^{※9}が増加するなど、消費生活に関する様々な問題が発生しています。

このような中、自治体においても、これらの悪質商法等による被害の防止と解消に向け、対応の強化が求められています。

本町では、北海道立消費生活センター等の関係機関との連携のもと、広報紙やIP告知端末機、小冊子の活用等による消費者への啓発や情報提供、消費生活の相談、計量器検査等を行い、消費者対策を推進しています。

しかし、本町においても消費者被害が少なからず発生していることから、今後は、消費者自らが被害を防止し、消費生活の質的向上を図れるよう、消費者教育・啓発や情報提供、相談の充実等を進めていく必要があります。

施策の体系



※9 複数の金融機関から借り入れをしている人

主要施策

(1) 消費者意識の高揚

- ① 広報紙やIP告知端末機、小冊子の活用等を通じ、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を行い、消費者意識の高揚と知識の向上を促します。
- ② 消費者関係団体による消費者被害防止連絡会を開催し、最新の被害事例に基づく消費者講座の開催や団体間の情報共有を行うとともに、団体による地域での被害防止の働きかけを促します。

(2) 消費者保護の充実

- ① 被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、北海道立消費生活センターや岩見沢市消費者センターとの連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めます。
- ② 消費者が不利益を受けないよう、計量器検査の実施やモニター制度の活用等により、商品の表示や安全性等の適正化を促進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
消費者講座受講者数	人	23	25
消費者関係団体数	団体	20	20

第3章 快適で安全・安心なつきがた

1 環境・エネルギー

現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の一層の深刻化、東日本大震災に伴う原子力事故の発生等を背景に、環境保全やエネルギーのあり方に対する関心がさらに高まっています。

本町は、増毛山系の一部に属する森林地帯が広がり、この山系に源を発する須部都川、札比内川、中小屋川などが石狩川に流れ込む、水と緑にまつまれた優れた自然環境・景観を誇ります。

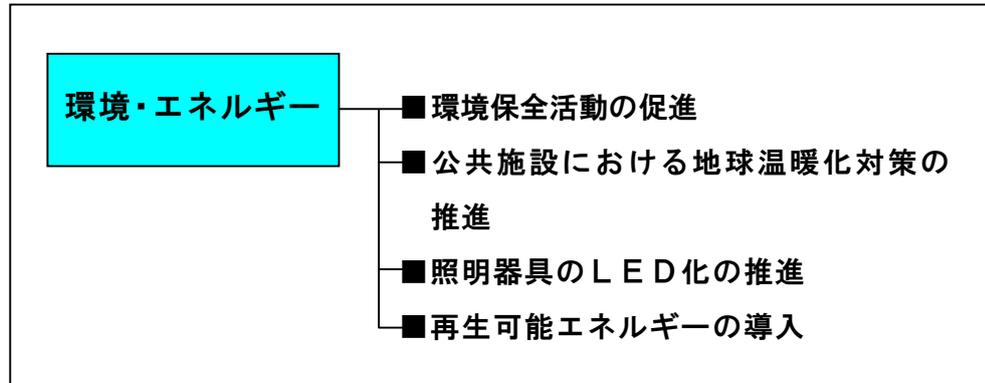
本町ではこれまで、これらの優れた自然を守りながら、町の生活環境の保全と住みよいまちづくりを進めるため、環境保全推進協議会と連携し、町民の環境保全に関する各種の活動を支援してきました。

また、公共施設における地球温暖化の防止や照明器具のLED化の推進、地域新エネルギービジョンの策定による再生可能エネルギーの導入検討など、環境保全・エネルギーに関わる各種の施策に取り組んできました。

今後、こうした環境・エネルギー施策は、地球環境の保全や循環型社会の形成はもとより、町の魅力を向上させ、人々の定住・移住の促進につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、町民の自主的な環境保全活動の促進をはじめ、多面的な環境・エネルギー施策を積極的に推進し、優れた自然環境・景観と共生する快適な生活環境を創出し、内外に誇れるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 環境保全活動の促進

- ① 本町の環境保全事業の中心的役割を担う環境保全推進協議会について、今後の方向性の検討や事業内容の見直し・充実等を促進し、一層の体制強化に努めます。
- ② 環境保全推進協議会との連携のもと、環境学習・啓発等を推進し、町民や事業者の環境保全意識の高揚を図りながら、各種の環境保全活動を促進します。

(2) 公共施設における地球温暖化対策の推進

町が率先して地域温暖化対策に取り組み、町全体へ波及させるため、公共施設で発生する温室効果ガスの排出削減を図ります。

(3) 照明器具のLED化の推進

消費電力・コストの削減、環境への配慮等に向け、公共施設LED化計画に基づき、照明器具のLED化を推進します。

(4) 再生可能エネルギーの導入

住宅への太陽光発電システムの設置補助を引き続き行うとともに、公共施設への太陽光発電システムの設置や公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入など、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
環境保全推進協議会加盟行政区数	行政区	8	14
新エネルギー普及啓発事業実施回数	回	0	2
環境に配慮した生活をしている町民の割合	%	64.3	70.0

注) 町民の割合の実績は、平成 25 年 10 月に実施した町民アンケート調査の結果による。

2 廃棄物処理

現状と課題

地球規模で環境問題への意識が一層高まる中、廃棄物をできるだけ出さない循環型の社会づくりが求められています。

本町で発生したごみは、資源ごみ等を除き、衛生センター内の最終処分場において埋め立て処理しています。資源ごみは、選別後に再資源化業者に引き渡してリサイクルに努めており、その結果、最終処分場は平成 37 年ごろまで使用可能であるという試算が出ています。

しかし、現在の処理方法では、生ごみを直接埋め立てることから、悪臭の発生や有害鳥獣の誘因、害虫の発生などにつながり、周辺地域の環境悪化が問題となっています。現在、町と環境保全推進協議会が協力し、生ごみ堆肥化容器や電動生ごみ処理機の購入者に対して助成を行っているものの、生ごみを衛生的に処理するためには、何らかの中間処理対策が必要です。

このような中、最終処分場の使用期限が迫っていた岩見沢市と美唄市、本町の3市町が連携し、新ごみ処理施設として、平成 24 年度から岩見沢市内に焼却施設やリサイクル施設、埋立処分場、浸出水処理施設を建設しており、平成 27 年 4 月に供用を開始する予定です。これにあわせて衛生センターに直搬されるごみを分別・保管するためのストックヤードを平成 26 年度中に整備し、直搬ごみの適正な分別処理を平成 27 年度から開始します。

また、本町の最終処分場は、機能検査の結果、一部改修が必要な箇所があることから、平成 27 年度中に改修に取りかかる予定です。最終処分場は、ごみ処理広域化後も継続して使用することから、今後とも適正かつ安定的な維持管理を行う必要があります。

今後は、広域的連携のもと、新たなごみ処理体制に基づくごみの適正処理を進めるとともに、町民の意識啓発を行いながら、ごみ分別の徹底、生ごみの減量化をはじめとする 3R 運動の促進、さらには近年増加傾向にある不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

一方、し尿については、これまで美唄市のし尿処理施設で処理していましたが、老朽化が著しく、美唄市も今後は施設を更新す

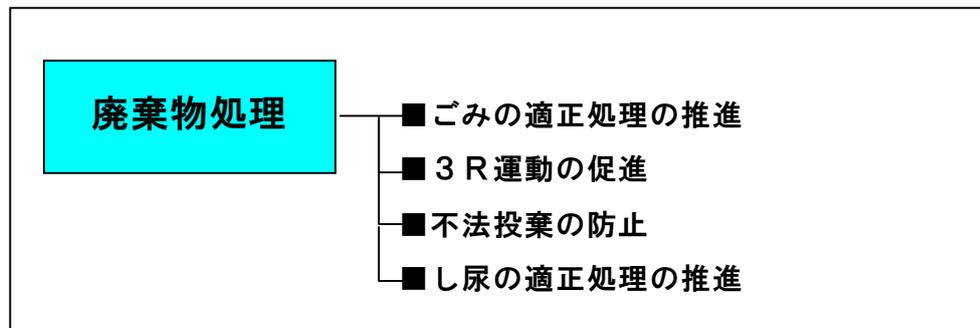
る予定がないことから、石狩川流域下水道組合のM I C S 事業^{※10}に参画し、し尿処理を行うことになりました。

本事業は、奈井江管理センターにし尿や浄化槽汚泥を前処理する施設を設置し、安定的かつ効率的な処理を行う事業であり、本町もこの組合に加入し、12市町によるし尿処理を行います。

前処理施設は平成26年度に完成し、平成27年4月に供用を開始する予定です。

今後は、広域的連携のもと、新たなし尿処理体制に基づくし尿の適正処理を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) ごみの適正処理の推進

- ① 広域的連携のもと、焼却施設やリサイクル施設をはじめとする新たなごみ処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努めます。
- ② 広報・啓発活動の推進やまちづくり懇談会の活用、出前講座の開催等により、町民の理解と協力を求めながら、新たなごみ分別や出し方の定着化と徹底を促進します。
- ③ 町の最終処分場については、不燃ごみの埋め立て処理を行うため、機能検査の結果に基づいた施設の改修を行い、適正かつ安定的な維持管理に努めます。

^{※10} 污水处理施設共同整備事業。効率的な污水处理事業を展開するため、複数の污水处理施設が共同で利用する施設を整備し、他の污水处理と一括処理する事業

- ④ 廃棄物処理手数料については、ごみ処理経費の推移や近隣自治体の状況等を勘案し、定期的な見直しを行います。
- ⑤ 一般廃棄物処理基本計画は、本町のごみ処理を計画的かつ適正に行うためのものであり、計画策定的前提諸条件が大きく変動する場合に見直しを行います。

(2) 3R運動の促進

広報・啓発活動の推進はもとより、環境保全推進協議会との連携による生ごみ減量化対策の推進や資源物の集団回収の奨励、環境学習・啓発への支援等を通じ、町民・事業者の3R運動を促進し、ごみをできるだけ出さないライフスタイルや事業活動への転換を促します。

(3) 不法投棄の防止

広報・啓発活動の推進や町民・町民団体等との連携による監視・パトロール体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。

(4) し尿の適正処理の推進

広域的連携のもと、新たなし尿及び浄化槽汚泥の前処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
町が収集・受け入れするごみの総排出量	t	1,840	1,700
リサイクル率	%	21.0	25.0
ごみ減量化のための3R運動をしている町民の割合	%	73.2	80.0
ごみ処理・リサイクル等の状況に関する町民の満足度	%	47.1	60.0
し尿処理の状況に関する町民の満足度	%	36.6	50.0

注) 町民の満足度・町民の割合の実績は、平成25年10月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

3 上・下水道

現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活に一日も欠くことのできない重要な社会基盤です。

本町の上水道事業は、昭和49年から、本町と新篠津村で設立した月新水道企業団によって行っており、平成25年度末現在の給水人口は3,054人、普及率は83.9%となっています。

本町ではこれまで、安全で安心な水の安定供給に向け、水質をより厳格に管理・監視するための連続測定器の導入や配水池の増設、漏水事故多発地域の配水管の布設替等を行い、給水体制の充実に努めてきました。

今後は、災害に強いライフラインを目指し、耐震管への継続的な布設替や浄水場の耐震診断及びそれに伴う改修を行い、より安全で安心な水の安定供給に努めることが必要です。

一方、下水道は、快適で住みよい環境づくりと河川等の水質汚濁の防止・改善をはじめ、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町では、農業集落排水事業により月形地区・市南地区の2地区において処理施設を整備し、生活雑排水の処理を行っています。

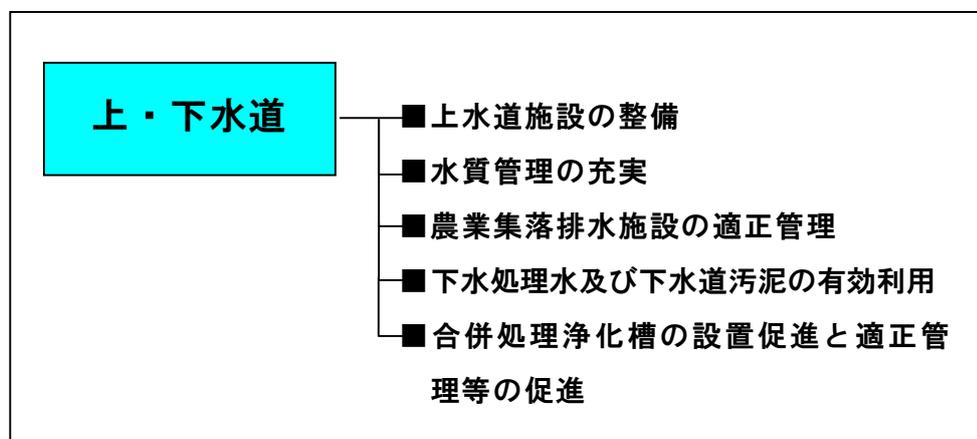
市南地区においては、汚泥発酵減量化システムを取り入れ、処理施設から発生する汚泥を発酵・乾燥処理し、肥料として地域に還元しています。

今後とも、美しく快適な居住環境づくりに向け、農業集落排水施設の適正管理に努める必要があります。

また、これらの農業集落排水事業の区域外においては、合併処理浄化槽の設置に対する全額補助やトイレの改修に関わる利子補給を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めています。

今後も引き続き合併処理浄化槽の設置を促進していくとともに、助成対象となっていない修繕や更新に関する支援策の検討や、適正な維持管理のための法定検査の受検の促進等に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 上水道施設の整備

月新水道企業団において、施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化等を総合的に勘案し、耐震管への継続的な布設替や浄水場の耐震診断及び改修をはじめ、上水道施設の整備・改修を計画的に推進します。

(2) 水質管理の充実

月新水道企業団において、水質検査計画に基づく定期的な検査の実施・公表を行い、水質の安全確保に努めます。

(3) 農業集落排水施設の適正管理

農業集落排水施設については、定期的な点検・清掃をはじめ、経年劣化等を踏まえた施設・設備の修繕や更新を計画的・効率的に推進し、適正管理・長寿命化を図ります。

(4) 下水処理水及び下水道汚泥の有効利用

循環型のまちづくりの一環として、処理施設において発生する下水処理水の有効利用に努めるとともに、下水道汚泥を発酵・乾燥処理した汚泥発酵肥料の希望者への配布を継続していきます。

(5) 合併処理浄化槽の設置促進と適正管理等の促進 重点プロジェクト5

- ① 生活環境の保全と公衆衛生の向上に向け、合併処理浄化槽を設置する町民に対して全額補助を継続し、設置を促進します。
- ② 合併処理浄化槽の修繕や更新が必要な町民に対する支援策について検討していきます。
- ③ 合併処理浄化槽の適正な維持管理のため、広報・啓発活動の推進等により、浄化槽管理者による浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の履行厳守を促します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
汚水処理人口普及率	%	88.2	95.0
浄化槽の法定検査受検率	%	89.8	100.0
下水道の整備状況に関する町民の満足度	%	41.1	42.0

注) 町民の満足度の実績は、平成 25 年 10 月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

4 公園・緑地

現状と課題

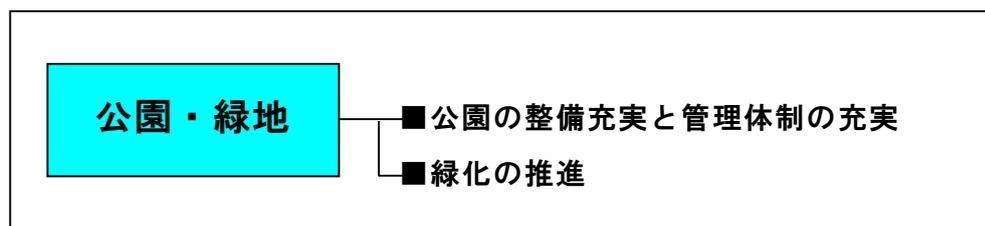
公園や緑地は、緑豊かなうるおいのある住環境の形成はもとより、地域住民のいこい・やすらぎの場、子どもの遊び場、さらには災害時の避難場所の確保など、様々な役割を持つ重要な施設です。

本町は、増毛山系の森林地帯や広大な農地、石狩川をはじめとする豊かな水辺空間に囲まれ、自然の緑や水に親しめる場が数多くあるほか、観光資源としての皆楽公園や数か所の児童公園などがあります。

今後は、公園の老朽化の状況等を勘案し、施設・設備の整備充実や管理体制の充実に努める必要があります。

また、市街地域や集落内において、花と緑あふれる快適な住環境を創出するため、町民との協働のもと、花づくり運動・緑化運動を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 公園の整備充実と管理体制の充実

- ① 町民の身近ないこい・やすらぎの場、子どもの安全な遊び場を確保するため、老朽化した既存公園施設・設備の点検・補修を計画的に推進します。
- ② 地域住民による公園の清掃活動等を促進し、協働による管理を進めます。

(2) 緑化の推進

重点プロジェクト5

花と緑あふれる快適な住環境の創出に向け、公共施設への植樹を計画的に推進するとともに、町民の自主的な花づくり運動・緑化運動を促進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 （実績）	平成31年度 （目標）
公園・緑地の整備状況に関する町民の満足度	%	35.9	40.0

注) 町民の満足度の実績は、平成25年10月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

5 墓地・火葬場

現状と課題

墓地や火葬場は、社会生活において必要不可欠な施設であり、遺族や関係者にやすらぎを与える尊厳のある施設であることが望まれています。

本町には、町営の札比内墓地と篠津山霊園、篠津山火葬場があります。

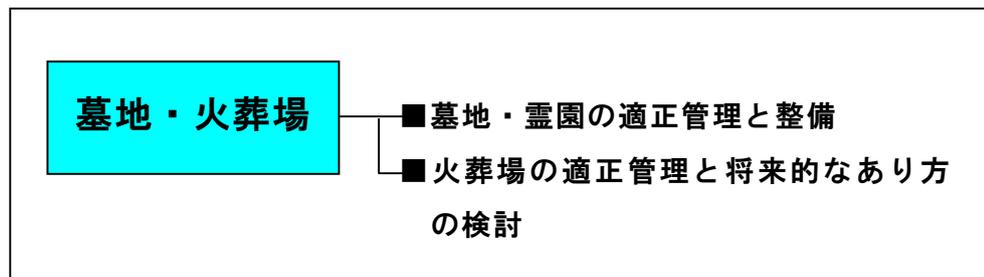
札比内墓地と篠津山霊園については、草刈りや木々の剪定、清掃作業を中心とした環境整備などを行い、適正管理に努めてきましたが、今後も、整備が必要な箇所を点検しながら、計画的な整備を進めていく必要があります。

また、墓碑建立後、年月の経過とともに使用許可者が亡くなり、相続されていない事例が多くみられることから、その確認作業が必要となっています。

篠津山火葬場については、老朽化が進んでいることから、新設あるいは美唄市との広域運営等について、過去に町民とともに協議した経緯がありますが、具体的な結論には至らず、現在は必要に応じて改修を行い、適正管理に努めています。

今後は、適正管理に努めながら、将来的なあり方を検討していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 墓地・霊園の適正管理と整備

- ① 墓地・霊園利用者の利便性の向上に向け、適正管理に努めるとともに、整備が必要な箇所を点検しながら、計画的な整備を進めます。
- ② 墓地・霊園の適正な利用を促進するため、使用許可者の変更や相続の有無等の確認作業を進めます。

(2) 火葬場の適正管理と将来的なあり方の検討

- ① 火葬場の機能維持のため、保守・点検を強化するなど、適正な管理に努めます。
- ② 火葬場の老朽化を踏まえ、将来的なあり方を検討し、方向性を明確にします。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
墓地・火葬場の状況に関する町民の満足度	%	29.2	40.0

注) 町民の満足度の実績は、平成 25 年 10 月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

6 消防・防災

現状と課題

近年、局地的な豪雨、豪雪や台風により土砂災害などの気象災害が頻発し、住民の生命、身体及び財産を各種災害から守る地域防災力の強化が求められています。

また、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等の発生が予想され、地域防災体制の確立が課題となっています。

しかし、生活様式の多様化や少子高齢化の進行、市町村の区域を越えて通勤する住民の増加などの社会情勢の変化により、地域における防災活動の担い手の中核的存在である消防団員の確保が困難になっているなど、消防力の低下が懸念されています。

本町の消防体制は、岩見沢地区消防事務組合月形支署（職員数13名）と月形消防団（団員定数80人）とで構成されていますが、消防・救急体制のさらなる充実を図るとともに、施設面においても、消防自動車をはじめとする消防施設・装備の計画的更新が必要となっています。

このような現状を踏まえ、町民の積極的な参加のもとに、消防団を中心とした安全・安心のまちづくりを進めるため、事業所単位での加入促進や装備品の計画的な更新を図り、関係団体や事業所との連携協力を行い、消防力全般の充実強化を進める必要があります。

一方、防災面については、高齢化の急速な進行の中、災害時要配慮者等の情報伝達及び避難対策の確立が求められているほか、過去の大水害を踏まえた河川改修や危険箇所の把握・周知及び災害防止が課題となっています。

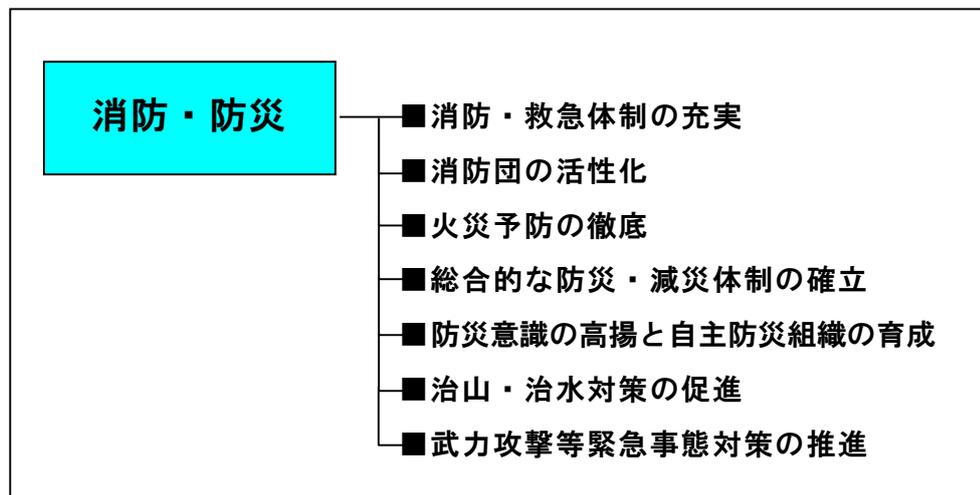
このような中、本町では、地域における防災力向上の担い手となる人材の育成を図り、地域の防災意識の向上、自主防災組織の設置、災害に強いまちづくりを推進するため、平成24年度から防災士の養成に努めてきました。

さらに、平成 26 年度には、防災全般の総合的指針である地域防災計画の見直しを行ったほか、避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の防災関連の計画を策定しました。

今後は、これらの指針に基づき、総合的な防災・減災体制の強化を進めていく必要があります。

また、世界各地でテロや有事が発生する中、武力攻撃等の緊急事態への備えも求められており、平成 23 年度に見直しを行った国民保護計画に基づく取り組みを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 消防・救急体制の充実

- ① 研修・訓練の充実による職員の資質の向上、施設・装備の計画的更新を進め、消防・救急体制の充実を図ります。
- ② 北海道消防広域化推進計画に基づき、消防・救急体制のさらなる広域化に向けた取り組みを進めます。

(2) 消防団の活性化

重点プロジェクト3

- ① 広報・啓発活動等を通じ、消防団活動に対する町民や事業者、関係団体の理解と協力を得ながら、消防団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上を進めます。

- ② 消防団を中核とした地域防災力の強化として、消防団の活動の充実強化を図るため、装備の更新と新たな装備品の配備を行うなどの改善を図ります。

(3) 火災予防の徹底

消防事務組合・消防団・行政が一体となって防火意識の向上に向けた啓発活動を行うとともに、防火対象物や危険物施設等への立ち入り検査の実施、住宅用火災警報器の早期設置の促進、事業所における防火対策の促進など、火災予防の徹底に向けた取り組みを推進します。

(4) 総合的な防災・減災体制の確立

重点プロジェクト3

地域防災計画や防災マップ等を適宜見直しながら、総合的な防災・減災体制の強化を進めます。特に、災害時の情報通信体制の充実を図るとともに、災害時要配慮者の避難支援体制の充実、備蓄資機材の充実、避難場所の充実及び周知徹底、民間企業等との災害協定の締結を進めます。

(5) 防災意識の高揚と自主防災組織の育成

重点プロジェクト3

防災士及び防災士連絡会の活動を支援し、地域防災力の強化、防災意識の高揚、地域における自主防災組織の育成に努めます。

(6) 治山・治水対策の促進

- ① 危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関との連携のもと、河川の改修や適正管理、排水機場の管理、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進し、災害の未然防止に努めます。
- ② 石狩川下流域における大洪水による浸水被害の解消に向けた国の河川改修事業である「北村遊水地事業」(本町の雁里地区を含む)について、地域住民に配慮した適切な対応が図られるよう要請しながら、計画的な整備を促進します。

(7) 武力攻撃等の緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づき、平素の備えや事態発生時の即応体制の整備に関する取り組みを推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 （実績）	平成 31 年度 （目標）
消防団員数	人	80	80
火災発生件数	件	4	0
消防・救急体制に関する町民の満足度	%	54.6	56.0

注）町民の満足度の実績は、平成 25 年 10 月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

7 交通安全・防犯

現状と課題

近年、交通事故件数は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高く、その対策が大きな課題となっています。

本町では、町や各種団体、町内事業所で構成する交通安全推進協会が中心となって、警察等の関係機関と連携しながら、交通安全指導員による交通指導をはじめ、交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚に取り組むとともに、交差点などの危険箇所の点検等を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

しかし、冬期間の吹雪等による視界不良や交通マナーの低下など、様々な要因によって交通事故は依然として発生しています。

このため、月形大橋の架け替え等に伴う国道275号の通過交通量の一層の増加や、高齢化の急速な進行も勘案し、交通安全意識の啓発を一層推進していくとともに、危険箇所を中心とした安全対策を行うなど、交通安全対策全般にわたる一層の強化が必要です。

一方、防犯面については、近年、事務所荒らしや車上荒らしなど、交通網の整備に伴う犯罪の広域化や、インターネットや携帯電話を使った顔のみに見えない犯罪が増加する中、安全性の確保が特に重視されています。

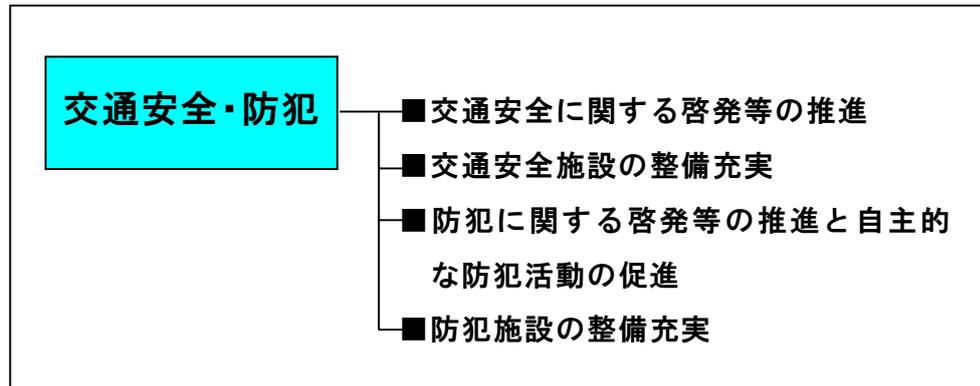
本町では、警察や防犯協会などの関係機関・団体と連携し、啓発活動や定期的な防犯パトロールを実施しているほか、サポートハウス^{※11}事業や防犯灯・街路灯の設置を進めています。

これらの町ぐるみでの取り組みによって、犯罪発生件数は年々減少し、平成25年度における犯罪発生件数は10件となっていますが、近年、全国的に青少年を取り巻く環境の悪化や核家族化、地域連帯感の希薄化が進みつつあり、本町においても犯罪防止機能が低下していくことが懸念されます。

^{※11} 子どもや女性が身の危険を感じた時などに助けを求める一般家庭や事業所

今後は、関係機関・団体との連携を強化しながら、町民の防犯意識の啓発や自主的な防犯活動の促進、防犯灯・街路灯の効果的な設置に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 交通安全に関する啓発等の推進

重点プロジェクト3

警察等の関係機関との連携のもと、交通安全推進協会を中心に、交通安全指導員による交通指導をはじめ、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

(2) 交通安全施設の整備充実

危険箇所の点検・調査を行いながら、国道・道道の交通安全施設の整備充実を関係機関に要請していくとともに、町道についても、交通量の多い路線や通学路を中心に、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備充実を計画的に推進します。

(3) 防犯に関する啓発等の推進と自主的な防犯活動の促進

重点プロジェクト3

警察や防犯協会等の関係機関・団体との連携のもと、啓発活動や防犯パトロールの充実を図り、町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、サポートハウス事業の周知及び協力者の拡充、町民の自主的な防犯活動・パトロール活動の促進に努めます。

(4) 防犯施設の整備充実

夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、防犯灯・街路灯の設置を計画的に進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
交通事故発生件数	件	8	0
交通事故死亡者数	人	0	0
交通事故負傷者数	人	17	0
犯罪発生件数	件	10	0

8 雪対策

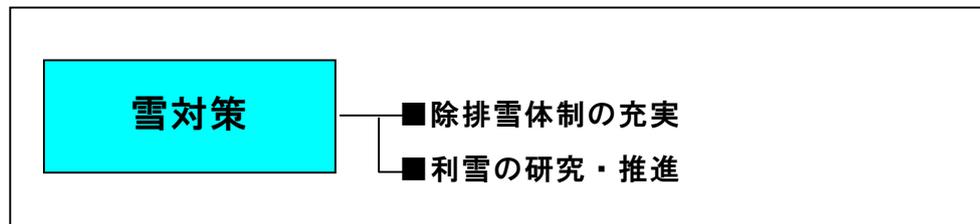
現状と課題

冬期間において、快適で安全・安心な生活を確保するためには、除排雪対策をはじめとする総合的な雪対策が必要です。

特に、降雪・積雪ともに非常に多く、特別豪雪地帯に指定され、また、少子高齢化が急速に進む本町にとって、雪対策は必要不可欠な要件であり、きめ細かな除排雪をはじめ、雪を利活用し、雪と共生できる環境整備が求められます。

このため、道路の除排雪体制の維持・充実に努めるとともに、雪の利活用に向けた取り組みを推進し、すべての町民が安全・安心な冬の暮らしを送れる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 除排雪体制の充実

重点プロジェクト5

- ① 除雪機械の計画的更新、降雪・積雪情報提供体制の整備、定期的な道路パトロールの実施等により、町道の除排雪体制の維持・充実を図るとともに、国道・道道の除排雪体制についても、その維持・充実を関係機関に要請していきます。
- ② 公共性の高い私道については、除雪費用の補助を行い、町民の負担の軽減を図ります。

- ③ 社会福祉協議会との連携のもと、除雪ボランティアの充実及び有効活用を促進します。

(2) 利雪の研究・推進

雪と共生するまちづくりを目指し、雪氷熱エネルギーの利活用など、雪の利活用について調査・研究し、その推進に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
除雪機械更新台数（平成 25 年度以降の累計）	台	1	4
雪対策の状況に関する町民の満足度	%	32.6	34.0

注) 町民の満足度の実績は、平成 25 年 10 月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

第4章 人が輝き文化が薫るつきがた

1 学校教育

現状と課題

少子高齢化や人口減少の進行、産業構造の変化、情報化の進展などにより、学校や子どもたちを取り巻く環境、生活様式などが大きく変化しており、子どもたちの学力や体力の向上、生活環境の改善に向け、様々な施策が求められています。

現在、本町には、私立の幼稚園と、町立の月形小学校、月形中学校が設置されており、幼稚園園児数は28人、小学校児童数は117人、中学校生徒数は64人（平成25年5月1日現在・学校基本調査）となっています。

本町ではこれまで、幼稚園等における幼児教育の充実をはじめ、小学校の統合による教育環境の向上や各学校施設・設備の整備、教育活動の充実等を積極的に進めてきました。

学校施設・設備については、校舎の耐震化は完了していますが、体育館などの非構造部材^{※12}の耐震化が課題となっており、早急な対応が求められているほか、小・中学校ともに建築後30年以上を経過しており、計画的な改修等が必要となっています。

また、教育活動については、平成23年度からの新学習指導要領の実施に伴い、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を育む教育活動の一層の推進が求められています。

小学第5・6学年で外国語活動が必修化されましたが、本町では、以前から英語教育の充実に力を入れており、小・中学校にALT^{※13}や非常勤講師を配置しているほか、幼稚園や月形高等学校へもALTを派遣しています。

今後とも、急速に進展するグローバル化に対応する人材育成の

※12 建物の構造に関する部材以外の天井材、内装材、照明器具、窓ガラスなど

※13 外国語指導助手

ため、英語教育に力を入れていく必要があります。

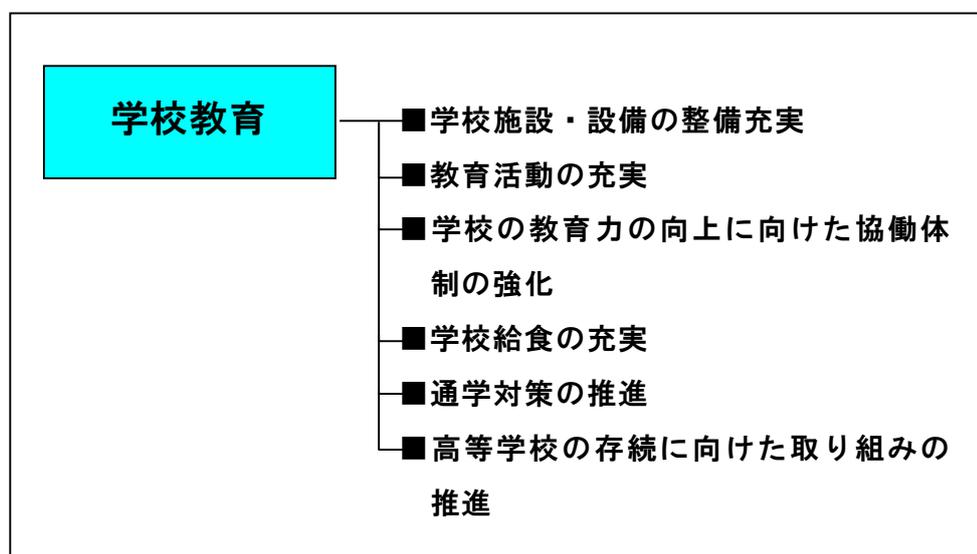
また、本町では、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が年々増加傾向にあります。共生のまちづくりに向け、特別支援学級支援員などの人材の確保、教育相談をはじめとする町一体となった教育支援体制を確立する必要があります。

学校給食においては、栄養教諭を中心に食の指導を行っていますが、今後とも、望ましい食習慣の形成や食べ物を大切にする心の育成に向け、地産地消を含めた食育を推進する必要があります。

このほか、本町には、道立の月形高等学校が設置されており、生徒数は151人（平成25年5月1日現在・学校基本調査）となっています。

月形高等学校は、本町の重要な教育施設であり、町の活性化のためにも必要不可欠な存在であることから、その存続に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 学校施設・設備の整備充実

- ① 老朽化等に対応し、小学校校舎の大規模改修をはじめ、学校施設の改修等を計画的に推進します。
- ② 安全性の一層の強化に向け、体育館の非構造部材の耐震化をはじめ、学校施設の非構造部材の耐震化を行います。
- ③ 情報教育のための新たな機器やソフトの導入をはじめ、教育内容の充実にあわせた設備及び教材・教具の整備を推進します。

(2) 教育活動の充実

重点プロジェクト4

- ① 本町の保育及び幼児教育の拠点として、認定こども園を開設します。
- ② 確かな学力の育成に向け、認定こども園・小学校・中学校の連携強化や非常勤講師の配置による一貫したきめ細かな指導の推進をはじめ、ALTの増員等による外国語教育の充実、本町ならではの教育資源を生かした創意ある教育の充実、情報教育や環境教育など社会変化に対応した教育の充実を図ります。
- ③ 豊かな人間性の育成に向け、道徳教育をはじめ、人権教育や福祉教育の充実を図るほか、いじめや不登校などの心の問題に対し、スクールカウンセラー等による相談・指導の充実に努めます。
- ④ 健康の増進と体力の向上に向け、体育や健康教育の充実を図ります。
- ⑤ 特別な支援が必要な児童・生徒の教育環境の向上に向け、特別支援学級支援員の配置、関連部門が一体となった相談・指導体制の確立を図ります。
- ⑥ 災害時等に児童・生徒が的確に行動できるよう、防災教育・訓練の充実や学校における危機管理体制の強化を図ります。
- ⑦ 質の高い授業の実施、信頼される学校づくりに向け、教職員の研修活動を支援し、資質の向上を図ります。

(3) 学校の教育力の向上に向けた協働体制の強化

町民等の多様な主体の参画・協働により、学校の総合的な教育力の向上と開かれた学校づくりを進めるため、学校運営に保護者や地域住民の声を反映させる学校評価を実施します。

(4) 学校給食の充実

安全・安心で栄養バランスのとれた給食の提供と子どもたちの望ましい食習慣の形成に向け、学校給食施設・設備の改修や更新を計画的に推進するとともに、関連部門が一体となって、食育と地産地消の取り組みを進めます。

(5) 通学対策の推進

遠距離児童・生徒の通学のため、スクールバスの運行を行うとともに、通学路の安全管理対策を強化します。

(6) 高等学校の存続に向けた取り組みの推進

- ① 月形高等学校への入学者の安定確保に向け、月形中学校からの入学者に対する奨励金の交付や、通学に公共交通機関を利用する場合の交通費の助成をはじめ、各種支援を継続して実施します。
- ② 関係機関との連携のもと、月形高等学校の魅力の向上やPR活動の推進など、その存続及び入学者の増加に向けた新たな取り組みについて検討し、その推進に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
学校施設（体育館の非構造部材）の耐震化実施率	%	0.0	100.0
食材（主食（米）は除く）の地元調達率	%	14.8	20.0
月形高等学校入学者数	人	55	55

2 生涯学習

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴いライフスタイルの多様化がますます進む中、だれもが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められています。

本町では、町民が郷土を愛し、社会の一員として躍動し、豊かな人生を送ることができるよう、集会施設や図書館等を活用し、幼児から高齢者までを対象とした様々な講座・教室を実施しているほか、社会教育団体の活動支援に努めています。

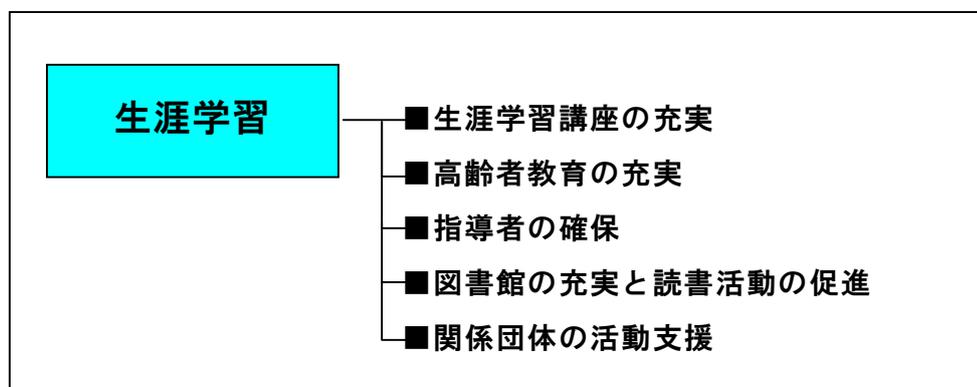
しかし、社会・経済情勢の急速な変化の中で、生涯の各期における学習課題はますます多様化してきており、すべての町民が自主的に学習活動を行い、その成果が地域社会の発展に生かされるような学習環境づくりが求められています。

図書館においては、施設の老朽化が進んでおり、これへの対応が求められているほか、利用促進が課題となっています。

また、子どもが読書に親しみ、健やかに成長していくことができるよう、子ども読書活動推進計画に基づき、町全体で子どもの読書活動の促進を図る必要があります。

今後は、町民ニーズを常に把握しながら、学習意欲が湧く魅力的な講座・教室の開催をはじめ、図書館の充実や読書活動の促進、社会教育団体との連携強化に努め、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 生涯学習講座の充実

多様化する学習課題に対応するため、町民ニーズを的確に把握しながら、生涯学習講座の充実に努めます。

(2) 高齢者教育の充実

「ふれあい大学」については、自主的な企画・運営を通じて教養を高めるとともに、交流・コミュニティづくりの場として生かすことができるよう、内容充実に努めます。

(3) 指導者の確保

様々な学習活動をサポートするため、教員経験者の活用や北海道との連携のもと、指導者を確保していきます。

(4) 図書館の充実と読書活動の促進

- ① 図書館については、施設・設備の適正管理をはじめ、蔵書の充実や学校図書室とのネットワークの強化、日曜開館や移動図書の推進等に努め、読書活動・コミュニティ活動の拠点としての機能強化及び利用促進に努めます。
- ② 子どもたちの感性や表現力、想像力を育むため、子ども読書活動推進計画に基づき、ブックスタート事業や読書感想文コンクールの実施をはじめ、読書活動の促進に向けた取り組みを進めます。

(5) 関係団体の活動支援

町民の自主的な学習活動を促進するため、社会教育団体や学習グループ等の活動支援に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
生涯学習講座参加者数	人	125	150
高齢者教育（ふれあい大学）参加者数	人	55	65
図書館利用者数	人	13,000	15,600

3 青少年健全育成

現状と課題

少子化や核家族化の進行、コミュニティの弱体化、インターネットや携帯電話の普及等に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、全国的に青少年をめぐる様々な問題が深刻化しつつあります。

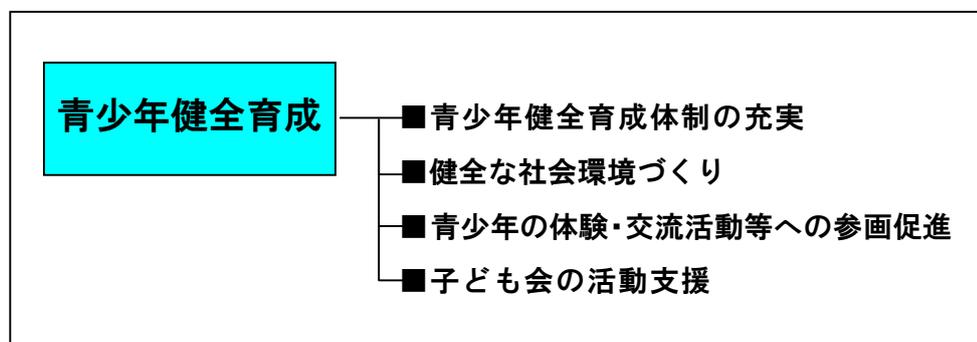
本町では、青少年教育を中心に、青少年に対する体験・交流機会や社会参画機会の提供、子ども会などの団体活動の育成・支援等を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

しかし、子どもの数が減少していく中で、多様な体験・交流活動プログラムを企画するものの、参加人数が少なく、十分な成果を得ることができない状況もみられます。

また、子ども会活動においては、会員数の減少により統廃合が繰り返されており、地域子ども会の単位や活動内容を再検討していく必要があります。

このような状況を踏まえ、今後は、町の将来を担う青少年が心身ともに健全に成長していくことができるよう、町全体で子どもを守り育てる体制づくりのもと、各種の健全育成活動を積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 青少年健全育成体制の充実

重点プロジェクト4

- ① 町全体で子どもを守り育てるため、家庭・学校・地域・行政等の連携を強化し、一体となった体制づくりを進めます。
- ② 青少年や青少年団体が自ら行う活動を奨励・支援するため、青少年健全育成基金の充実・活用を図ります。

(2) 健全な社会環境づくり

健全な社会環境づくりと家庭・地域の教育力の向上に向け、PTAや警察等と連携した非行防止活動等の推進、家庭教育に関する学習機会の提供や広報・啓発活動の推進に努めます。

(3) 青少年の体験・交流活動等への参画促進

- ① 青少年の体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り、積極的な参画を促進します。
- ② 青少年の集団生活における協調性や社会性を育むため、リーダー研修会を実施します。

(4) 子ども会の活動支援

子ども会活動を引き続き支援していくとともに、会員数の減少を踏まえ、地域子ども会の単位や活動内容の再検討を進め、その充実を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
体験・交流活動参加者数	人	75	80
リーダー数	人	15	15
青少年健全育成基金活用件数	件	4	8

4 スポーツ

現状と課題

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利です。また、スポーツは、心身の健康の維持・増進に役立つだけでなく、住民同士の交流や親睦を深めるものとして、活力ある地域づくりに大きな役割を担っています。

本町では、体育協会を中心に、加盟スポーツ団体やスポーツ少年団が、総合体育館や野球場をはじめとするスポーツ施設を利用し、活発に活動しています。

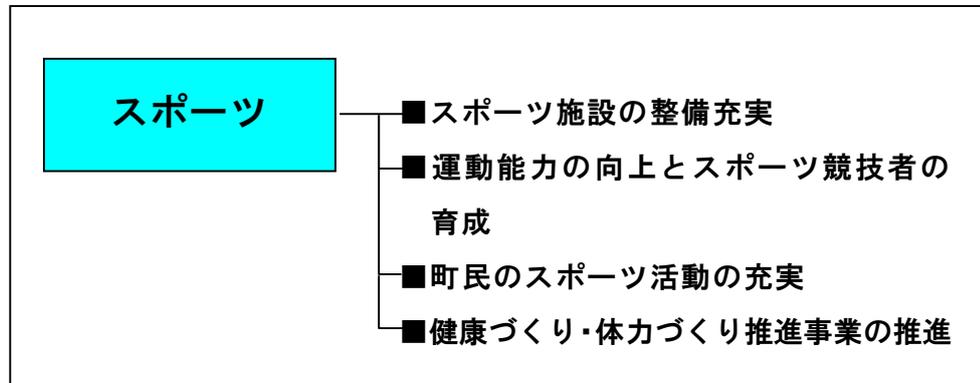
町としては、これらのスポーツ団体の育成・支援をはじめ、ニュースポーツの普及や健康づくりに関する多様な取り組みを行っています。

特に近年では、大学との連携により、つきがた健康づくり・体力づくり推進事業を行い、大学の専門的知識を生かした健康講座を開催しています。

しかし、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

今後は、各スポーツ施設の整備充実を進めながら、スポーツ団体や指導者の育成、スポーツ教室の充実、さらには関連部門の横断的連携による健康づくり・体力づくり事業の推進など、スポーツ・健康づくり活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) スポーツ施設の整備充実

総合体育館をはじめとする各スポーツ施設について、老朽化への対応や安全性の向上、利用促進に向け、改修や補修、用途廃止等を計画的に実施します。

(2) 運動能力の向上とスポーツ競技者の育成 重点プロジェクト4

- ① 幼児及び小学校低学年児童を対象としたスポーツ教室を充実させ、幼少期における運動能力と体力の向上に取り組みます。
- ② 全国・全道規模のスポーツ大会出場への支援や、選手・指導者の育成等への支援を積極的に進めます。

(3) 町民のスポーツ活動の充実

町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、体育協会や加盟スポーツ団体の育成・支援に努めます。特に、体育協会等と連携し、ニュースポーツから競技スポーツまで、各種スポーツ教室・スポーツイベントの開催を図り、スポーツを通じて健康で元気なまちづくりを目指します。

(4) 健康づくり・体力づくり推進事業の推進 重点プロジェクト1

町民全員が健康で元気なまちづくりを進めるため、大学と連携し、また関連部門相互の連携のもと、成人向けの健康づくり・体力づくり推進事業を積極的に推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
スポーツ事業参加者数	人	770	930
スポーツ施設利用者数	人	18,000	21,600
各種スポーツ団体育成・支援件数	件	5	10

5 文化芸術・文化財

現状と課題

文化芸術は、地域の個性や独自性を生み出すものであるとともに、地域の活性化やコミュニティの形成と密接に結びついており、まちづくりに欠かせない重要な要素です。

本町では、文化連盟及び加盟文化団体が中心となって、集会施設等を利用し、様々な文化芸術活動を行っているほか、町と連携して町民文化祭を開催しています。

町としては、これらの文化芸術団体の育成・支援をはじめ、文化芸術の振興に関する多様な取り組みを行っています。

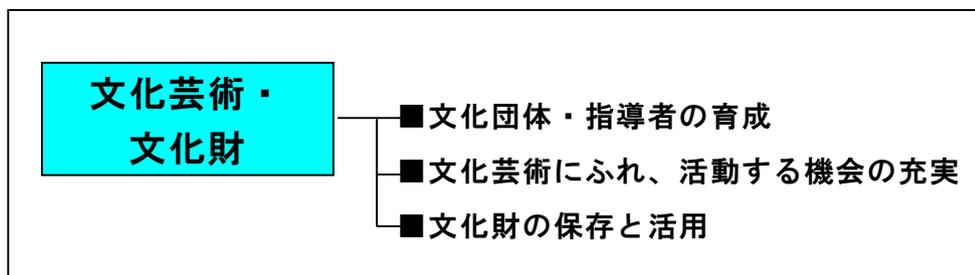
特に、芸術鑑賞機会の充実に向け、全町民を対象とした演劇やコンサートを開催しているほか、本格的な音楽・劇場ホールで行われるミュージカルやクラシックコンサートに直にふれるため、芸術鑑賞バスツアーなどを企画・開催しています。

しかし、少子高齢化の急速な進行等に伴い、活動団体の減少や参加者の高齢化による活動の停滞といった状況もみられ、今後は、だれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動成果を発表できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

一方、文化財は、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

本町には、旧樺戸集治監本庁舎や水道遺跡など、先人たちの歩みを今に伝える貴重な文化財がありますが、今後とも適切な調査や保存、活用等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 文化団体・指導者の育成

町民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化連盟や加盟文化団体をはじめ、各文化芸術活動団体（サークル・個人）の育成に努めます。

(2) 文化芸術にふれ、活動する機会の充実

重点プロジェクト4

- ① 全町民を対象とした芸術鑑賞会や芸術鑑賞バスツアーの企画・開催を図ります。特に、小・中学校では、子どもたちの豊かな創造力や思考力、表現力を育むため、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保やワークショップの実施を図ります。
- ② 周辺自治体との連携のもと、多種・多様な文化芸術の鑑賞機会の提供に努めます。
- ③ 町民文化祭については、文化連盟との協働のもとに内容充実に努め、文化芸術活動の成果を発表する場の充実と継続的な活動につなげていきます。

(3) 文化財の保存と活用

旧樺戸集治監本庁舎や水道遺跡などの町指定文化財の適正な保存に努めるとともに、観光への活用を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
芸術鑑賞事業参加者数	人	700	840

6 国際化・地域間交流

現状と課題

人・物・資本・情報の地球規模での交流が活発化し、産業・経済分野はもとより、人々の日常生活においても国際化が進んでいます。

このような中、本町では、ALTによる外国語教育、外国語講座の充実に努めるとともに、実用英語技能検定合格者の海外派遣を推進し、国際化に対応した人材の育成を進めています。

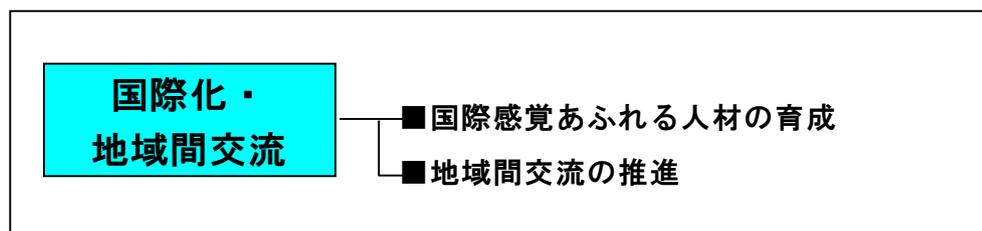
今後、国際化がさらに進む中で、これに対応できる人づくりが一層重要なものになってくることが予想されるため、これまでの取り組みをさらに充実させ、人材育成を一層推進していく必要があります。

一方、国内における他地域との交流としては、平成2年に新潟県新潟市月潟地区（旧月潟村）との友好姉妹町村提携を締結し、これまで物産交流やスポーツ交流、児童交流を中心に交流を進めてきました。

また、平成25年から、町名の由来となった樺戸集治監初代典獄月形潔氏の出身地である福岡県中間市との交流も始まりました。

こうした地域間の交流は、自らのふるさとの再発見や郷土愛の醸成はもとより、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであることから、今後とも交流を継続していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 国際感覚あふれる人材の育成

- ① ALTの活用等により、外国教育や外国語講座、国際理解を深める事業の充実を図ります。
- ② 国際感覚あふれる人材の育成に向け、実用英語技能検定合格者の海外派遣を引き続き推進します。

(2) 地域間交流の推進

新潟市月潟地区との交流について、今後とも既存の交流事業を継続するとともに、中間市との交流について、その内容・方法等の検討を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
国内外との交流活動の状況に関する町民の満足度	%	14.6	20.0

注) 町民の満足度の実績は、平成25年10月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

第5章 発展への基盤が備わったつきがた

1 土地利用

現状と課題

土地は、住民生活や産業活動等の共通の基盤であり、限られた貴重な資源です。このため、まちの発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していくことが必要です。

本町は、北海道空知総合振興局管内の中部西端に位置する総面積 151.05km² のまちで、北西部には森林や丘陵地が広がり、中央部や南部は石狩平野の一部を形成しており、森林・原野・農用地が総面積の約 90% を占めています。

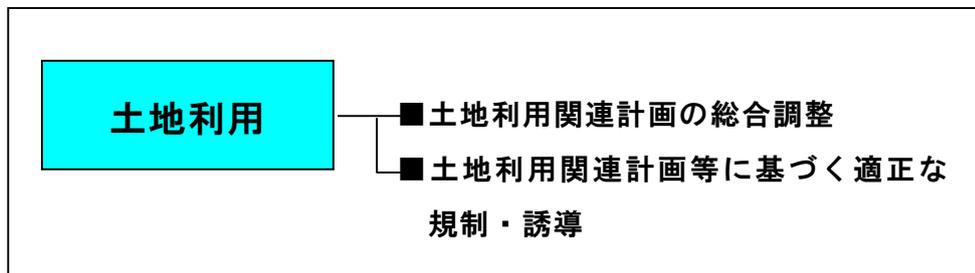
本町ではこれまで、国土利用計画や農業振興地域整備計画、森林整備計画等の土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進してきました。

しかし、社会・経済情勢の変化に伴い、農地面積の減少等が進んでおり、基幹産業である農業の維持・発展に向けた農地の保全・活用が求められているほか、環境保全の重要性が叫ばれる中、優れた自然環境・景観や森林の保全に努めることが必要となっています。

また、人口減少や、これに伴う市街地域の衰退が進む中、快適な居住環境づくりや商業機能・観光機能の強化など、定住・移住の促進やにぎわいの場・交流の場の再生と創造等を目指した土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

このため、土地利用関連計画の調整を行いながら、将来にわたって町が持続的に発展していくための計画的な土地利用を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 土地利用関連計画の総合調整

全町的に整合のとれた適正かつ一体的な土地利用を推進するため、農業振興地域整備計画や森林整備計画等の総合調整を行い、土地利用の明確化を図ります。

(2) 土地利用関連計画等に基づく適正な規制・誘導

無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた土地利用の促進に向け、土地利用関連計画や関連法、関連条例についての周知に努めるとともに、これらに基づく適正な規制・誘導に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
土地利用の状況に関する町民の満足度	%	12.7	15.0

注) 町民の満足度の実績は、平成25年10月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

2 住宅施策

現状と課題

快適で安全・安心な住宅・住環境の確保は、人々の定住・移住を促進するための重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

本町ではこれまで、少子高齢化や人口減少が急速に進む中、定住化促進住宅補助、あんしん住宅補助、民間賃貸住宅等建設補助の各制度を設け、住宅の建設や購入、リフォーム、アパート・マンションなどの民間賃貸住宅の建設を支援し、一定の成果を上げてきました。

また、町営住宅については、平成26年3月末現在、222戸を管理しています。

これまで、平成17年度に策定した町営住宅総合整備（ストック活用）計画や平成22年度に策定した町営住宅長寿命化計画等に基づき、建て替えや適正な維持管理等を推進してきましたが、建設については、平成24年度に建設した「あじさい団地」で計画が終了しました。

今後は、住宅建設・購入等に関する各制度による支援を引き続き行っていくとともに、既存の町営住宅の適正管理や、耐用年数が過ぎた町営住宅の取り壊しを進めていく必要があります。

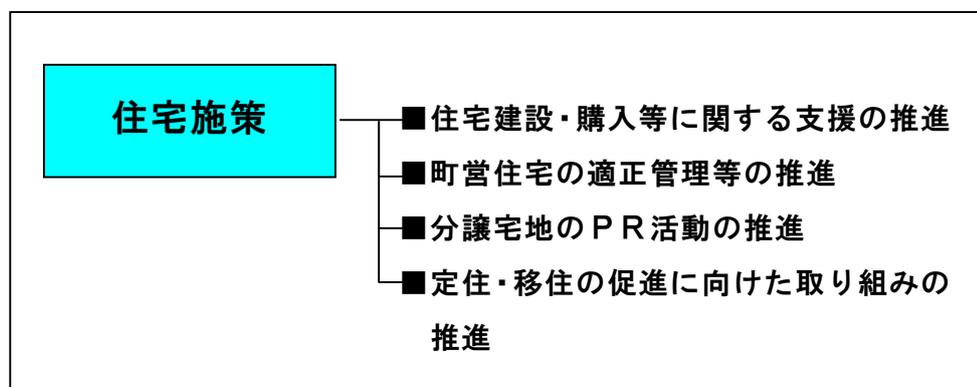
また、本町では、優良林間住宅地、北陽団地、白陽団地の3か所の分譲宅地の開発・販売を進めてきました。

しかし、販売件数は伸び悩みの状況にあり、今後は、さらなるPR活動を推進し、完売を目指す必要があります。

このほか、本町では、これら住宅施策と連動した定住・移住促進施策として、町内の空き家に関する情報を収集・提供し、空き家の有効利用を図る空き家バンク制度を平成25年度から実施しています。

今後は、定住・移住の相談体制や空き家バンク制度を充実させるとともに、町外通勤者をはじめとする人々の定住・移住の促進に向けた効果的な取り組みを検討し、推進する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 住宅建設・購入等に関する支援の推進

重点プロジェクト5

定住化促進住宅補助、あんしん住宅補助、民間賃貸住宅等建設補助の各制度による支援を引き続き行うとともに、民間賃貸住宅等建設補助については、さらなる有効な手法を検討し、その推進に努めます。

(2) 町営住宅の適正管理等の推進

- ① 町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の適正な管理に努めるとともに、耐用年数が過ぎた町営住宅については、取り壊しを進めます。
- ② 社会・経済情勢や町民ニーズの動向を踏まえながら、将来的な町営住宅の建て替えの必要性について検討していきます。

(3) 分譲宅地のPR活動の推進

3か所の分譲宅地について、PR活動を一層強化し、販売促進に努めます。

(4) 定住・移住の促進に向けた取り組みの推進

重点プロジェクト5

- ① 前記の住宅施策も含め、定住・移住についての相談に効果的に対応できるよう、移住相談ワンストップ窓口の一層の機能強化に努めます。

- ② 空き家バンク制度の充実を図るとともに、民間賃貸住宅の入居者への家賃補助制度の創設、本町の歴史や自然、住環境、農産物等を生かしたシティセールス活動の展開など、定住・移住の促進に向けた効果的な取り組みを検討し、その推進に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
あんしん住宅補助によるバリアフリー化・省エネ化改修の件数	件	2	5
耐震基準に適合した町営住宅の割合	%	82	95
町営住宅管理戸数	戸	222	191
分譲地売却率	%	67.0	80.0

3 道路・公共交通

現状と課題

道路や公共交通は、便利で快適な住民生活や活力ある産業活動、地域間の連携・交流を支える重要な社会基盤です。

本町の道路網は、平成 26 年 4 月現在、国道 1 路線（国道 275 号）、道道 4 路線（主要道道岩見沢月形線・月形厚田線、一般道道月形幌向線・石狩月形停車場線）、町道 158 路線によって構成されています。

本町ではこれまで、国や北海道と連携しながら、国道・道道の整備促進に努めるとともに、町道の整備を計画的に進めてきました。

近年では、平成 25 年度に、町民の長年の念願であった主要道道岩見沢月形線の月形大橋が 9 年間にわたる工事期間を経て完成したほか、一般道道月形幌向線の昭栄橋の架け替えが着工され、平成 29 年度の完成予定となっています。

また、石狩川頭首工管理橋については、現在、国によって整備が進められており、平成 28 年度の完成予定（完成後は岩見沢市と本町で管理予定）となっています。

町道については、南耕地月浜線の歩道造成をはじめ、各路線の改良・舗装等を進めてきたほか、橋梁長寿命化修繕計画の策定のもと、橋梁の補修等を進めてきています。

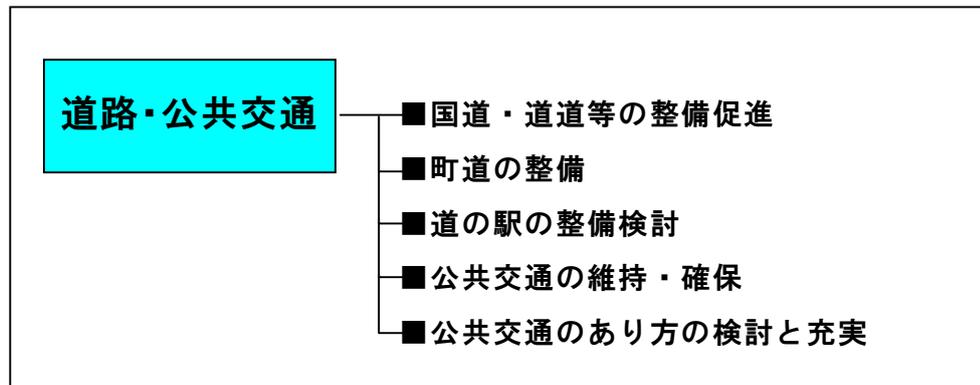
今後とも、交通立地条件の向上と利便性・安全性の強化に向け、国道・道道の整備促進や町道の整備、橋梁の長寿命化、道路の総点検等を進めるとともに、交流人口の増加や産業の振興等を見据え、道の駅の整備について検討していく必要があります。

一方、本町の公共交通については、J R 札沼線（学園都市線）が走り、5 つの駅が設置されているとともに、本町と岩見沢市とを結ぶ民間の路線バス、新篠津村経由で江別市とを結ぶ新篠津村村営バス（ニューしのつバス）が運行されています。

また、町においても住民混乗方式によるスクールバスの運行を行っているほか、民間のハイヤー事業者への運営補助を行い、町民の交通手段の確保に努めています。

これらは、広域的な移動手段として、また町民生活における身近な交通手段として、重要な役割を果たしていることから、利用促進に向けた取り組みを進めながら、その維持・確保に努めるとともに、将来を見据え、町内の公共交通のあり方について検討していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 国道・道道等の整備促進

国道 275 号の適正な維持管理、一般道道月形幌向線の昭栄橋の架け替え、石狩川頭首工管理橋の整備など、国道・道道や橋梁の整備を関係機関に要請します。

(2) 町道の整備

- ① 地域の要望等を踏まえながら、重点道路を中心に、町道網の整備を計画的に推進します。
- ② 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、緊急性の高い橋梁から順次補修等を進めます。

- ③ 老朽化が進む道路ストック^{※14}について、道路利用者及び第三者の被害を防止するため、総点検を実施し、改良・維持管理等を行います。

(3) 道の駅の整備検討

交流・にぎわいの場の創出や産業の振興をはじめ、町全体の活性化を見据え、関係機関との連携のもと、道の駅の整備検討を進めます。

(4) 公共交通の維持・確保

重点プロジェクト5

- ① JR札幌線（学園都市線）について、北海道医療大学駅以北の鉄道路線が将来にわたって維持されるよう、沿線自治体と連携した取り組みを進めます。
- ② 民間の路線バス及び新篠津村村営バス（ニューしのつバス）、民間のハイヤーについては、町民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、引き続き補助を行い、維持・確保を図ります。

(5) 公共交通のあり方の検討と充実

重点プロジェクト5

JRや路線バス、ハイヤー、スクールバスも含め、今後の本町の公共交通のあり方について検討し、その充実を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 （実績）	平成31年度 （目標）
歩道延長	m	24,451	24,600
橋梁の長寿命化整備率	%	0	40.0
道路の整備状況に関する町民の満足度	%	35.9	37.0

注）町民の満足度の実績は、平成25年10月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

※14 これまで整備してきたトンネル、橋梁、歩道橋、付属施設などの道路構造物

4 情報化

現状と課題

インターネットの普及により、世界中の情報を手軽にかつ瞬時に入手し、自らの情報を発信することができる環境が実現しています。

本町では、平成21・22年度に、新篠津村との共同事業として、町内に光ケーブルを敷設し、全世帯（雁里地区を除く）にIP告知端末機を設置するとともに、超高速インターネットが利用可能な環境を整備しました。

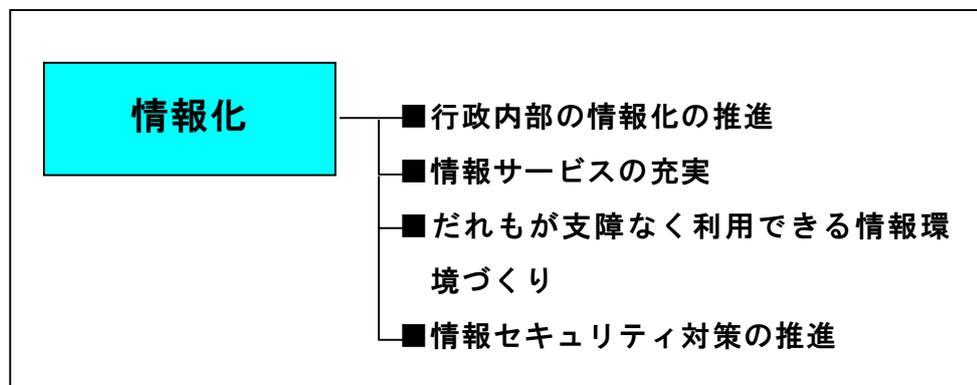
また、これとあわせ、光ケーブルによる公共施設のネットワーク化を行ったほか、事務の効率化のための各種システムの導入や庁内ネットワークサーバ機器の更新等を行い、行政内部の情報化を進めてきました。

さらに、ホームページのリニューアルや、町民への情報化に関する学習機会の提供等も進めてきました。

今後、こうした情報化は、町民サービスの向上や自治体経営の効率化、町全体の活性化に大きな役割を果たす社会基盤として、その重要性がさらに高まることが予想されます。

このため、高齢者や障がい者を含め、すべての町民が支障なく利用できる情報環境づくりに留意しながら、これまでの取り組みを生かした行政内部の情報化の一層の推進、IP告知端末機の利活用等による多様な分野における情報サービスの提供を図り、町全体の情報化をさらに進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 行政内部の情報化の推進

更新した庁内ネットワークサーバ機器の利活用、固定資産税システムなど事務の効率化のために必要な新たなシステムの導入等により、行政内部の情報化を一層推進します。

(2) 情報サービスの充実

- ① 町民が等しく情報サービスを利用できるよう、通信事業者と連携し、超高速インターネットへの加入促進に努めます。
- ② 光ケーブルやIP告知端末機の適正な維持管理、町からのお知らせの内容充実に努めるとともに、IP告知端末機を利活用した町民生活の向上につながる新たな情報サービスの提供について研究し、その実現化に努めます。
- ③ 町民が様々な情報を入手し、町民生活に役立てることができるよう、ホームページの内容充実及び有効活用を図ります。

(3) だれもが支障なく利用できる情報環境づくり

高齢者や障がい者を含め、だれもが支障なく情報環境を利用できるよう、町民及び職員への情報化に関する教育・研修・サポート等を行います。

(4) 情報セキュリティ対策の推進

各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ^{※15}対策を推進します。

※15 安全・保護

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
I P 告知端末機利用世帯率	%	99.0	100.0
インターネット加入率	%	32.0	40.0

第6章 とともに生き、ともにつくるつきがた

1 コミュニティ

現状と課題

高齢者の孤立死や限界集落の増加が社会問題になるなど、全国的にコミュニティの弱体化や崩壊が懸念されています。

しかし、近年、高齢者等の見守り、地域ぐるみの子育てや子どもの安全対策などの必要性が高まっているほか、東日本大震災の発生等を背景に、地域における自主的な防災活動や避難支援活動等の重要性が一層注目され、ともに支え合い助け合いながら、自らの地域を自らでつくり上げていくことの重要性が再認識されるようになってきています。

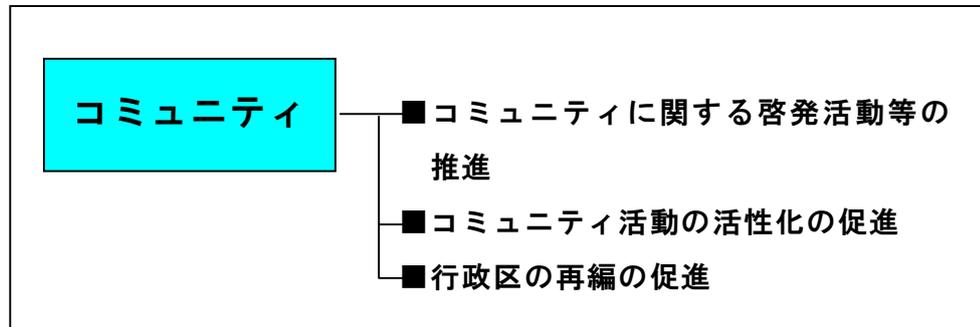
本町では、自治組織として、14の行政区と、その下に町内会が組織されており、様々なコミュニティ活動が展開されています。

町としては、町民の自主的な活動を促進するため、行政区に対する運営交付金の交付や町職員の地域担当制の推進等により、活動支援に努めています。

しかし、本町においても、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化等を背景に、コミュニティ意識の希薄化が進みつつあるほか、行政区としての規模の格差等の問題もみられ、コミュニティ機能の一層の強化が求められています。

このため、今後は、町民への意識啓発の推進や地域担当制の充実等により、行政区単位でのコミュニティ機能の一層の向上を促していくとともに、行政区の再編を促進し、将来にわたって自立・持続可能なコミュニティの形成を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) コミュニティに関する啓発活動等の推進

コミュニティや住民自治の重要性、実際の活動状況等に関する広報・啓発活動、情報提供等を行い、町民のコミュニティ意識の高揚に努めます。

(2) コミュニティ活動の活性化の促進

- ① 行政区単位での自主的な活動の一層の活発化に向け、職員地域担当制を充実させていきます。
- ② 活力ある行政区運営が行えるよう、行政区運営交付金の交付を引き続き行います。
- ③ 町民の自主的な活動を促進するため、行政区や町内会の活動をはじめ、自ら行う活動や事業に対する補助を引き続き行います。

(3) 行政区の再編の促進

将来にわたって自立・持続可能なコミュニティ体制の確立を見据え、行政区の再編について、地域住民主導による検討を促し、その実現を促進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
行政区数	行政区	14	12
コミュニティ活動の状況に関する町民の満足度	%	21.1	25.0

注) 町民の満足度の実績は、平成 25 年 10 月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

2 町民参画・協働

現状と課題

財政状況が厳しき増す中で、ますます高度化・多様化する行政ニーズに対応しながら、個性的で自立した自治体を創造・経営していくためには、住民や住民団体、民間企業、行政等の多様な主体が、ともに役割と責任を担い、協働するまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

そのためには、住民と行政とが夢と危機感を共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、様々な分野において新たな関係を構築していく必要があります。

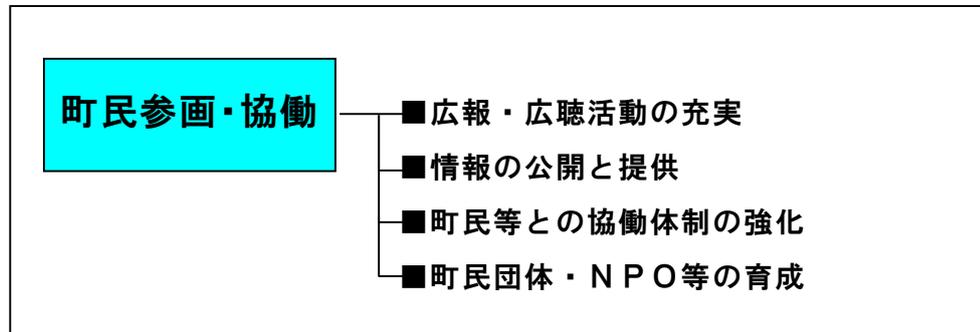
本町では、町民の視点に立ったまちづくりを基本に、広報「花の里つきがた」及びお知らせ号、町の業務を紹介する冊子「わたしたちのまちづくり」、ホームページ、IP告知端末機を通じた広報活動を推進するとともに、町政懇談会の開催、各種アンケート調査の実施などの広聴活動を行っています。

また、情報公開条例に基づき、円滑な情報公開に努めているほか、「月形の統計」の定期発行など統計情報の提供に努めています。

さらに、各種の審議会や委員会の開催等を通じて、町民参画のもとに行政計画の策定・推進に努めています。特に、町の重要施策等については、「月形町未来を考える委員会」において、現状の調査・研究や必要な施策に関する提言が行われています。

今後は、こうした取り組みをさらに充実させ、町民と行政との情報・意識の共有化や様々な分野における新たな関係の構築を進め、知恵と力を合わせた協働のまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）広報・広聴活動の充実

- ① 広報「花の里つきがた」及びお知らせ号、「わたしたちのまちづくり」、ホームページ、IP告知端末機等による広報活動の一層の充実に努めます。
- ② 町政懇談会や各種アンケート調査等による広聴活動の一層の充実に努めます。

（２）情報の公開と提供

- ① 町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するため、文書管理体制の充実のもと、個人情報の保護に配慮しながら、情報公開を推進します。
- ② 町の状況を町民に理解してもらうため、各種統計調査の実施と「月形の統計」等による統計情報の提供、各種情報を地図上に示した「わたしたちのまち月形の姿」の更新等を図ります。

（３）町民等との協働体制の強化

- ① 町の政策形成への町民の参画・協働を促すため、各種行政計画の策定や評価、見直しにあたり、審議会・委員会委員の一般公募やパブリックコメントを実施していきます。
- ② 多様な主体がともに担う新たなまちづくりを進めるため、公共施設の管理や公共サービスの提供等への町民団体やNPO、民間企業、大学等の参入を促進します。

(4) 町民団体・NPO等の育成

既存の各種町民団体の活動支援に努めるほか、新たなまちづくり団体やNPO等の育成に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
広報「花の里つきがた」をいつも読んでいる町民の割合	%	86.5	90.0
町のホームページを見たことがある町民の割合	%	47.6	60.0

注) 町民の割合の実績は、平成25年10月に実施した町民アンケート調査の結果による。

3 男女共同参画

現状と課題

男女が、性別に関わりなく、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

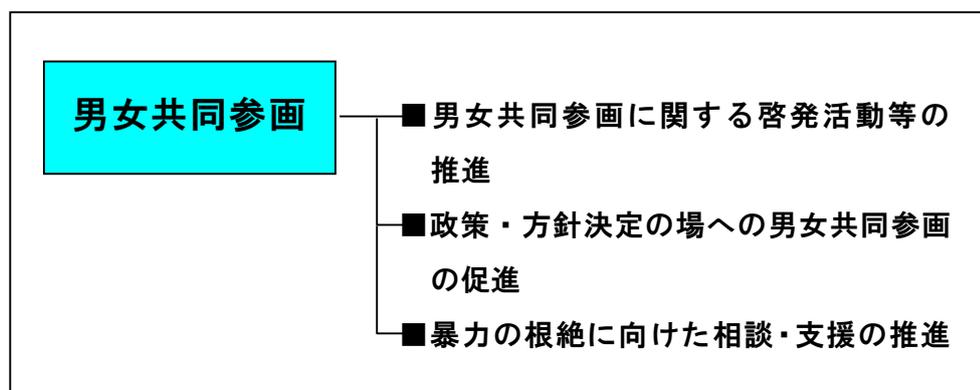
こうした社会の実現は、人口減少時代を迎えたわが国の最重要課題の一つに掲げられ、男女共同参画社会基本法等に基づいた取り組みが進められています。

本町では、広報紙などによる意識啓発の推進や審議会・委員会等への女性の登用などを行い、女性の社会参画に努めていますが、男女がともに社会参画するための条件・環境整備は十分とはいえません。

また、近年、DVなどの暴力が社会問題化し、これらの対応も求められています。

このため、意識啓発の一層の推進をはじめ、政策・方針を決定する場への男女の参画促進、暴力の根絶に向けた取り組みを計画的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 男女共同参画に関する啓発活動等の推進

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識の浸透、ワーク・ライフ・バランス^{※16}の実現等に向けた教育・啓発活動を推進します。

(2) 政策・方針決定の場への男女共同参画の促進

- ① 多様な分野における政策・方針決定の場への男女共同参画を進めるため、各種の審議会・委員会への女性の積極的な登用、団体役員・地域役員への女性登用の働きかけに努めます。
- ② 女性の能力向上やリーダーの育成を進めるため、学習機会の提供や団体活動の支援等に努めます。

(3) 暴力の根絶に向けた相談・支援の推進

DVやセクハラなどの根絶に向け、関係機関との連携のもと、相談・支援体制の充実に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)
男女共同参画の状況に関する町民の満足度	%	12.4	15.0

注) 町民の満足度の実績は、平成25年10月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

※16 仕事と生活の調和

4 自治体経営

現状と課題

地方分権が進展する中、これからの自治体には、町民等との協働のもと、自らの地域の未来を自らが決め、自らの財源と権限によって自立したまちづくりを進めていくことが一層強く求められます。

本町ではこれまで、時代の変化とともに複雑・多様化する行政ニーズや厳しい財政状況を踏まえ、4次にわたる行政改革大綱の策定のもと、行政改革を積極的に推進するとともに、これとあわせて経常経費の圧縮や自主財源の確保等に努め、行財政の一層の効率化を進めてきました。

しかし、少子高齢化の進行や情報化の急速な進展、ライフスタイルの多様化などの社会・経済情勢の変化に伴い、行政に求められる役割はますます複雑・多様化してきています。また一方で、国の経済対策によって都市部を中心に上向きつつある景気も、地方では未だ回復が見込めず、引き続き極めて厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、地方分権時代にふさわしい自立・持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価しながら、さらなる改革を進めていく必要があります。

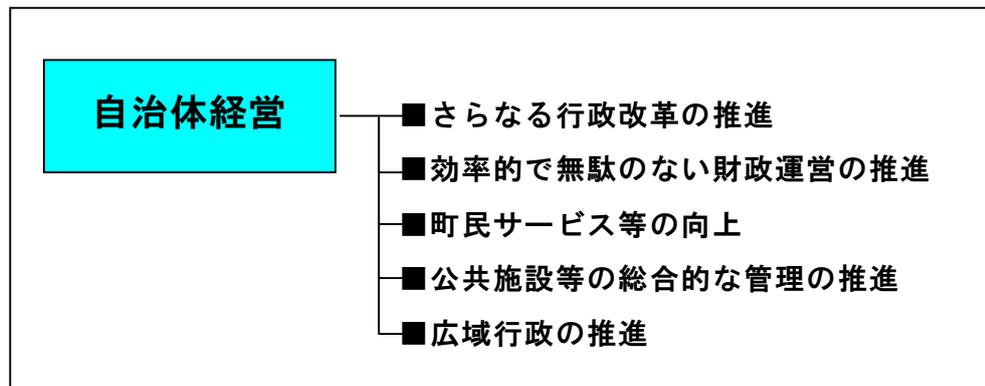
このため、今後は、平成23年度に策定した第4次行政改革大綱に基づき、また第5次行政改革大綱の策定のもと、事務事業の見直しや組織・機構の再編をはじめとする行政改革を継続的に推進していくとともに、効率的で無駄のない財政運営の推進に努める必要があります。

また、老朽化が進む公共施設等について、更新・統廃合・長寿命化などを行うことにより、財政負担の軽減や最適な配置を実現するため、指針づくりのもと、総合的かつ計画的な管理を進めていく必要があります。

広域行政については、現在、4市5町で構成される南空知ふるさと市町村圏組合に属し、情報発信や物産展の開催をはじめ、圏域の振興に関する取り組みを共同で進めているほか、消防や水道、介護認定、障害程度区分認定、ごみ処理、観光振興等についても、周辺自治体と連携して共同事業を行っています。

今後とも、効率的な自治体経営の推進と町民サービスの向上に向け、既存の広域事業の効果的な推進に努めるとともに、新たな広域連携について検討していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) さらなる行政改革の推進

- ① 今後の行政改革を総合的・計画的に進めるため、第5次行政改革大綱や定員適正化計画等を策定します。
- ② 事務事業の見直しや組織・機構の再編、定員管理の適正化、職員研修や人事評価制度を活用した職員の資質の向上など、さらなる改革を行い、少数精鋭で持続可能な組織づくりを進めます。

(2) 効率的で無駄のない財政運営の推進

- ① 行政改革を通じた経費節減の徹底はもとより、課税客体の的確な把握による公平な課税、滞納されている税及び使用料等の徴収強化、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直しなどにより、自主財源の確保を図ります。

- ② 財政状況の確認・点検を常に行いながら、必要性、緊急性、費用対効果等を十分に勘案して事業の厳選と財源の重点配分を図り、効率的で無駄のない財政運営を推進します

(3) 町民サービス等の向上

- ① 利用者の視点を重視した窓口サービス体制の整備を図ります。
- ② 行政の効率化と人々の利便性の向上、公平・公正な社会の実現に向けて新たに導入される「社会保障・税番号制度^{※17}」について、庁内における必要な体制整備を進め、円滑な導入・定着化を図ります。

(4) 公共施設等の総合的な管理の推進

財政負担の軽減や最適な配置の実現に向け、公共施設等総合管理計画の策定のもと、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

(5) 広域行政の推進

- ① 構成自治体との連携のもと、南空知ふるさと市町村圏組合による圏域の振興に向けた取り組みを推進するとともに、消防や水道、介護認定、障害程度区分認定、ごみ処理、観光振興等に関する共同事業の効率的な推進に努めます。
- ② 新たな時代の広域連携のあり方について、他圏域の広域連携事例も参考にしながら、調査・研究を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 31 年度 (目標)
職員数（一般行政職）	人	53	53
経常収支比率	%	83.2	80.0
広域的連携によるまちづくりの状況に関する町民の満足度	%	12.1	15.0

注) 町民の満足度の実績は、平成 25 年 10 月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

※17 国民一人一人に 12 桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用される。